

令和元年 第2回(定例)高鍋町議会会議録(第3日)

令和元年6月11日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和元年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の 相手	備考
7	12番 春成 勇	1. 移住、定住及び空き家対策について ①移住、定住の今後の取り組みについて伺う。 ②町内の空き家対策について伺う。	町長	
		2. 道路整備及び排水路の現状について ①天神鶴・茂広毛平付線の道路改良の状況について伺う。 ②樋渡地区の道路の状況について伺う。 ③中川原地区、小丸出口地区の排水路の状況について伺う。 ④青果市場南側～モナコ南側の排水路の状況について伺う。	町長	
		3. 昨年の台風被害の災害復旧の進捗状況について ①黒谷坂と染ヶ岡の県道の進捗状況について伺う。 ②台風被害が発生し7ヶ月経過するが、町営住宅の屋根修復の進捗について伺う。	町長	
8	13番 日高 正則	1. 農業法人化の取り組みについて ①農業生産者に対して、啓発活動の考えはないか。 ②規模拡大を考えている法人に対して、耕作放棄地を斡旋する事により放棄地の解消に繋げる考えはないか。 ③規模拡大する法人に対して、固定資産税の免除等は考えられないか。	町長 農委副会長	
		2. 稲作におけるジャンボタニシ大量発生について ①大量発生について認識されているか。 ②制度的な補助はないのか。 ③どのような取り組みをされるのか。	町長	

9	8番 黒木 正建	1. 宮田川の護岸工事及び河川浄化について ① J R 鉄橋下に根固めしてある接続ブロックが海水圧等により崩壊してきているが、その対応について伺う。 ② 古港樋管～中島橋に至る河川で大量の土砂が堆積し機能を果たしていない状況であるが、その対応について伺う。 ③ 貴重な水生植物があるが、その対応について伺う。	町 長	
		2. 坂本坂の復旧について ① 国からの財政支援額及び今後の工事計画について伺う。 ② 復旧後の使用開始の予定及び今後も予想される崩壊等の対策について伺う。	町 長	
		3. ふるさと納税の活用について ① 「5つのまちづくりテーマ」と「おまかせ」の領域への納税の割合について伺う。 ② 「おまかせ」の領域の納税金を、路面のペイント等の交通表示の明確化のために活用できないか伺う。	町 長	
		4. 企業誘致の宮崎キャノン(株)の職員の雇用について ① 年度別の職員雇用について伺う。 ② 初年度採用者の出身地別及び町内在住者の採用の割合について伺う。 ③ 高鍋に居住してもらうために、どのような対策を考えているのか伺う。	町 長	
10	1番 田中 義基	1. 町固有種の樹木「タカナベカイドウ」の保護と活用について ① 高鍋台地でのみ進化した固有種であると断定された「タカナベカイドウ」の、現在の保護・増殖の状況と町の関与は。 ② 「タカナベカイドウ」を町のシンボル、町木の一つとして指定を行い、広く町内外に認識してもらうことで、本町のピーアールに活用ができないか。	町 長	

		<p>2. 高齢者の運転免許証返納について</p> <p>①全国で高齢者による自動車運転のミス等を原因とした事故が相次ぎ、その対策の一つとして、運転免許証を返納すべきではないかとの声が多く上がっているが、どう考えられるか。</p> <p>②返納者への特典、あるいは返納の推進を促す策を検討・実施している自治体が多いが、当町も何らかの手法を検討することとなるのか。</p>	町長	
		<p>3. 受動喫煙防止対策の対応について</p> <p>①健康増進法の一部を改正する法律の施行に伴い、本庁舎を含む町施設での対応はどうか。</p>	町長	
11	6番 後藤 正弘	<p>1. 誘致企業について</p> <p>①数多くの企業が、本町の企業誘致により進出してきたが、今後、誘致企業と本町との関係をより効率化し、関係をどのように築いていくのか伺う。</p>	町長	
		<p>2. 建築限界について</p> <p>①道路上に張り出している樹木・竹林などの伐採について伺う。</p>	町長	
		<p>3. 中小企業向け支援・融資制度について</p> <p>①町単独で中小企業向け支援・融資制度があるのか伺う。</p> <p>②小規模企業者経営支援制度について伺う。</p>	町長	
12	15番 緒方 直樹	<p>1. 指定ゴミ袋について</p> <p>①ゴミ袋の広告欄の取り組みの再考があるか伺う。</p>	町長	
		<p>2. ふるさと納税について</p> <p>①現在の返礼品数及びふるさと納税に関する事業者の増減について。</p> <p>②本町が考える「ふるさと納税の今後の動向」について。</p>	町長	
		<p>3. 竹鳩橋について</p> <p>①竹鳩橋等整備促進期成同盟会の進捗状況は。</p> <p>②現在、整備促進が進められないことは理解するが、整備促進できる時期はいつ頃と考えるか。</p>	町長	
		<p>4. 図書館について</p> <p>①町長が考える図書館のあり方を再度伺う。</p>	町長 教育長	

出席議員（14名）

1番	田中	義基君	2番	永友	良和君
3番	八代	輝幸君	5番	松岡	信博君
6番	後藤	正弘君	7番	黒木	博行君
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君
13番	日高	正則君	14番	杉尾	浩一君
15番	緒方	直樹君	16番	青木	善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会議務局長	川野	和成君	事務局長補佐	岩佐	康司君
議事調査係長	橋本	由香君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木	敏之君	副町長	児玉	洋一君
教育長	川上	浩君	農業委員会会長	坂本	弘志君
代表監査委員	黒木	輝幸君			
総務課長兼選挙管理委員会事務局長				河野	辰己君
財政経営課長	徳永	恵子君	建設管理課長	恵利	弘一君
農業政策課長	横山	英二君	農業委員会事務局長	飯干	雄司君
地域政策課長	渡部	忠士君			
会計管理者兼会計課長				鳥井	和昭君
町民生活課長	山下	美穂君	健康保険課長	宮越	信義君
福祉課長	中里	祐二君	税務課長	杉	英樹君
上下水道課長	吉田	聖彦君	教育総務課長	野中	康弘君
社会教育課長	稲井	義人君			

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 日程第1、一般質問を行います。

10日に引き続き、順番に発言を許します。

まず、12番、春成勇議員の質問を許します。

○12番（春成 勇君） 12番。おはようございます。2日目の1番目の質問になります。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

移住定住及び空き家対策について、移住定住については、ほかの議員の質問と重なるところもあると思いますが、答弁をお願いいたします。

このたび5月に総務産業建設委員会の行政調査で、熊本県天草市に移住定住の研修に行っていました。現在、日本全国、人口減少や少子高齢化が進んでおります。天草市では、2000年には人口が10万2,907名であったのが2020年では7万6,323名になるとのことで、20年間の間に2万6,584名減少しているとのことでした。

人口減少が進んでいることから、市長は選挙の公約で人口減少に歯どめをかけるために移住定住政策を行っているそうです。2017年のデータで、天草市への移住定住に関する新規問い合わせ件数が250件であり、そのうち新規移住者は106名になったそうです。高鍋町でも平成30年10月1日時点で2万368名という状況になっております。

そこで、高鍋町における、①移住定住の今後の取り組みについて、町長に答弁をお願いいたします。

次に、町内の空き家対策について、このことは発言席にて質問いたします。

次に、道路整備及び排水路の現状について、①天神鶴・茂広毛平付線の道路改良の状況について、②樋渡地区の道路の状況について、③中川原、小丸出口の排水路の状況について、④青果市場南側からモナコ南側の排水路の状況について。

次に、台風被害の災害復旧の進捗状況について、①黒谷坂と染ヶ岡の県道の進捗状況について伺います。②台風被害が発生し7カ月経過するが、町営住宅の屋根修復の進捗状況について伺います。

質問事項の道路整備及び排水路の現状についてと台風被害の災害復旧の進捗については、発言席にして質問いたします。

以上です。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。おはようございます。お答えいたします。

移住定住の今後の取り組みについてでございますが、移住相談会やお試し滞在事業、移住定住サポーター制度等を継続して実施し、本町のPRや移住情報の提供、本町での生活体験など、移住を希望される方が高鍋町に住みたいと思い、移住された後も高鍋町に住み続けたい、つまり定住していただける取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。人口減少や少子高齢化問題が深刻化している中、その取り組みの一つとして、政府は地方への移住定住支援を打ち出し、地方自治体のほうでは

各方面で移住定住促進の整備を進める取り組みをしています。

前回議会でのほかの方からの質問に対する回答で、高鍋町では移住をお考えの方を対象に一定期間住宅を貸し出し、高鍋町で生活ができるお試し滞在制度を平成28年に創設、また移住定住を希望する方の受け入れ体制の整備や移住した方の地域における生活のサポートを目的とした高鍋町移住定住サポーター制度を平成29年に設置し、実際に町内に移住していただいた方を中心にサポーターとして認定し、主に移住希望者や移住者の相談に対し、移住経験者の実体験に基づく助言などを行っているとのことでした。

さらに、主に若年層や移住希望者向けの町独自の求人サイトも平成31年度に開設と、さまざまな取り組みをされております。お試し滞在制度と高鍋町移住定住サポーター制度は、運営して2年はたっていることから、何らかの問題点も確認できているのではないのでしょうか。

高鍋町へ移住定住してくださる方がふえていくことは、町としてはとても喜ばしいことで、この取り組みに大変期待しているわけですが、この取り組みは行政とサポーターなど、関連している方のみの問題ではなく、移住してくださる方とともに暮らしていく私たち町民も、ソフト面では心を一つに取り組んでいくべきだと考えているからです。そういったことから、現時点の話題点があればお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。

お試し滞在制度及び移住定住サポーター制度につきましては、制度開始以来、継続して一定の利用があるという状況がございます。本町への移住定住のきっかけとなる取り組みでございますので、今後さらに利用者増を図るために私ども高鍋町、こういう取り組みをやっておりますよという、その制度周知に力を入れていく必要がまだまだあるというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。町が移住定住問題に取り組んでいることを、今はまだ町民にはそれほど周知されていないものと思われま。す。今後は制度の整備とあわせて、町民の周知にも力を入れていただきたいと思ひます。

次に、今年度5月より高鍋町では、宮崎キヤノンが一部操業を開始しています。現在、1,100名の従業員がいるが、今後の展望として1,500名規模にふやしていきたいという計画もあり、地元採用を優先し、地域の活力向上に貢献したいと言っておられます。キヤノンと連携して、移住定住に真剣に取り組む必要があるが、そのことについて伺ひます。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。宮崎キヤノン株式会社においては、今後数百名規模の新規雇用を計画しておられます。当然地元だけの人材確保では及ばず、町外からの人材を求めていくことになろうかと思ひます。町外者が採用されることになれば、通勤もしくは転入

ということになります。就職を機に住所地を本町に置く方も出てくると思われます。町としてそのようなケースに対応できるよう、宮崎キャノン採用担当部署とも連携しながら、定住促進に向けた効果的な情報の提供を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。全国の空き家数は、平成30年10月1日では846万戸になっているが、高鍋町の空き家数は、平成31年3月までで何件ほどあるのか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。約360戸でございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。空き家対策の推進に関し、平成27年2月に空家対策特別措置法が施行されました。この法律では、空き家の実態調査、空き家の所有者への管理の指導、適切に管理されていない空き家を特定空き家と指定する。特定空き家に対し、助言、指導、勧告、命令ができる。特定空き家に対し、罰金や所有者にかわり行政が適正管理に向けた取り組みや必要な対策がとれる。行政代執行を行うことができる。以上のようなことが定められています。

さきに述べた特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれがある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、そのほか周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家のことをいいます。

この法律が施行されたことにより、行政のかかわり方も変わってきたのではないのでしょうか。この特別措置法をどう生かしているのか、また高鍋町には何件の特定空き家が指定してあるのか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。空家対策特別措置法に基づき、高鍋町の空き家対策計画を今年策定し、この計画に基づく条例の制定、役場内の検討委員会、空き家対策協議会の設置を行い、空き家対策を進めていく予定でございます。

また、特定空き家指定につきましては、関係条例等の指定後になりますので、現在のところ町内に特定空き家の指定はございません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。空き家を有効活用するために、空き家バンクという制度を進めている行政もあります。空き家バンクとは、簡単に言うと、空き家、空き室、空き地など、貸したい、売りたいという人と、それを借りたい、買いたいという人の仲介に不動産業者が入り、情報の登録や情報の公開、そして全体調整を行政と連携して行っていくものです。

町内の空き家の情報の収集や町民からの空き家利用の活用に関する相談など、町としては町内の不動産業者と情報を共有し、対策をしていく必要があると思うが、空き家バンクの設置も含め、町としての考えをお伺いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。空き家バンクにつきましては、本町では、現在、設置しておりません。現時点では、その取り組みを行う予定もございませんけれども、今後増加することが予測されます空き家の対策につきましては、空き家バンクというその制度に限らず、さまざまな手法について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。人口減少が進んでいる中で、地元では仕事の雇用が少なく、若い世代は、進学で地元を離れたら、就職でそのまま都会に残り、戻ってこなくなる。夫婦も2人で住んでいるときはよいが、夫婦のどちらかが亡くなって1人になった場合や身内のいないひとり暮らしの場合などは持ち家、住宅の終末を迎える。

そして、世代が移っていくに従い、この空き家が所有者不明の空き家となり、放置されていくわけです。有効利用されない土地がふえていく一方です。国のほうでも税制や不動産登記を含めた住宅政策の取り組みが急がれているところですが、私たちも子孫に負担を残さないように意識を持つておくことが重要だと、必要だと思います。

次に、天神鶴・茂広毛平付線の道路の状況について、県道西都線から消防第2部機庫とホームワイドのほうへ延びる接続線の工事はいつ完成するのか、また工事がストップしている箇所の農地の買収はまだ決まらないのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。本路線につきましては、国の補助事業を活用しておりますので、国の予算の配分の関係で、なかなか何年というのは難しいと思いますが、おおむね5年はかかるのではないかと考えております。

また、用地買収につきましては、所有者との協議を随時行っており、契約に向けて前進しているところでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。ホームワイドのそばの宮田川にかかる式本松橋は幅員が5メートルだが、大型が通ると、車が離合できない。キャノンで予定している北側アクセス道路は、歩道つき2車線、また町道も歩道つき2車線で、橋のところだけ狭くなっている。橋の架け替えは考えられないのか、またここには歩道橋ができるという話を聞いたが、歩道橋の幅員はどのくらいあるのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。式本松橋につきましては、大型同士の通行は難しいと思いますが、乗用車程度であれば、離合は可能であります。

また、橋の詳細点検をしましたところ、まだ補修を行っていけば使用できるという点検結果が出ております。そういうことで、橋の長寿命化ということで整備を進めていきたいと考えております。

また、側道橋につきましては、幅員は2メートルでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。ホームワイドを過ぎて、式本松橋に差しかかる手前に農業排水の暗渠がありますが、現在、土砂で埋まって、水が流れていない状況が見られます。この場所は、大雨が降ると、水位が上がって、道路を水が越流します。道路を通行するのに危険な状態である。道路の下を水が流れるように、もう少し大きな暗渠にしてはどうか伺います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。道路下の暗渠だけを大きくしても、下流との関係がございますので、下流が小さければ機能を発揮しませんので、現在のところ同じ断面で考えております。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。樋渡地区の道路の状況について、地区からの要望があり、地区では町道樋渡2線において、車両が通るたびに側溝のふたがカタカタと音を立てている箇所の修繕と2カ所のしゅんせつをお願いしたい箇所があります。

また、町道頭無井手1線でも、側溝ふたがカタカタを立てている箇所があります。

次に、所有者不明の土地から道路を覆いかぶさるように木が出てきているため、車両の屋根に接触しているところがあります。

以上の状況を町の職員に見ていただきましたが、その後の対応について伺います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。側溝のしゅんせつにつきましては、建設管理課のほうで対応したいと思います。

また、側溝のがたつきにつきましては、今言われるところは用水路との関係もございませんので、土地改良区のほうと協議して対応していきたいと思います。

また、木の張り出しについては、所有者を調査し、所有者のほうに対応をお願いしていきたいと考えております。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。中川原、小丸出口の排水路の状況について、雨水は高いところから低いところに流れていきますので、少し土地の下がった中川原地区では、側溝が幅80センチ、深さ80センチであっても、すぐに側溝があふれ出し、自動車が水につかたりします。

また、小丸出口については、側溝が幅60センチ、深さ50センチほどの小さなもので

あるために、すぐに水があふれます。大雨で自主避難勧告が出て、避難しようにも道路が冠水して車両と側溝の区別もつかないほど避難自体が危険で、住民からも不安であると聞いています。

また、昔はここまで冠水もひどくなかったということを知ると、水を含んでくれていた田畑が減り、埋め立てて、コンクリートや舗装がふえたことで、行き場のない雨水がふえ、側溝があふれるのも無理のないことです。この状況に道路や側溝のやりかえで対応していくよりも大型ポンプを下流の宮越水門に設置するのが最善と考えるが、町の考えはどのようなものか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。町としましても、流末の宮越樋管の排水ポンプの整備が完了しないと、抜本的な解消にはならないと考えております。現在は排水ポンプの整備を最優先として、国に要望を強めているところでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。大雨のとき、宮越水門に集まる水をはかすためには、ポンプは何台ほど必要となるのか、またポンプ1台当たりどれくらいの金額になるのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。本事業につきましては、国土交通省の直轄事業としてやっていただくようお願いしているところでありまして、国のほうにお伺いしましたところ、排水能力としては、現在のポンプの約3倍の能力を持ったポンプを設置したいという回答でございました。

また、金額につきましては、まだ事業化になっておりませんので、金額については、今のところ幾らということとはわからないということでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。青果市場南側からモナコパチンコ南側の排水路の状況について、この排水路の半分ほどは、以前木柵による整備がされましたが、現在はそれが壊れている状況にあり、木柵で土どめしてあった土砂が排水路のほうに崩れ出している箇所もあります。この排水路は大雨が出た場合など、水を宮田川にはかせる大きな役割のある排水路です。ぜひ強固な排水路を整備していただきたいが、町はどういう考えか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。町といたしましても、排水路の整備については必要性を認識しているところでございます。御存じのとおり、距離も長く、整備費も相当かかるというふうに想定しております。いつの時点になるかは、今の段階では言えませんが、整備は必要と考えております。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。次に、青果市場の南側水門にもポンプを設置していただきたいと思います。

台風のときなどは、国土交通省は仮設でポンプを設置しています。高鍋町は宮田川と小丸川に挟まれた地形で、雨量が多くなるにつれて土地の低いところから順に床下や床上浸水が起こります。高鍋町の長年の課題でもあり、町としても国との協議をされてこられたと思いますが、この件をどう思われますか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。中鶴樋管へのポンプの設置も必要ではあると認識しておりますが、現在のところは宮越樋管への排水機場の整備を最優先課題として国に要望を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。国への要望はどのように行われているのか、また要望の回数が少ないのではないのか、この整備について毎年何回ぐらい要望しているのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。定期的に行っていますのは、議会と一緒に国土交通省宮崎河川国道事務所、福岡の国土交通省九州整備局、それから国土交通省の東京の本省のほうに定期的には議員と執行部と1回行っております。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。町と議員が一丸となって町民のために要望をしていかないといけないと思っております。

次に、台風被害の災害復旧の進捗状況について、黒谷坂と染ヶ岡の県道の進捗状況について、黒谷坂と染ヶ岡、どちらも県道であるが、それぞれの車両通行開始はいつごろになりそうか、進捗状況を伺います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。宮崎県高鍋土木事務所に確認しましたところ、黒谷坂につきましては、本年7月ごろに工事を発注し、12月ごろに工事完成予定と伺っております。

また、家床坂につきましては、現在、斜面の治山工事を行っており、また今後県道の災害復旧工事を発注予定で、8月から片側通行、9月に復旧工事を完了する予定と聞いております。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。台風が発生し、7カ月経過しますが、町営住宅の屋根修復の進捗状況について、屋根修復の対応が遅いと思われます。といいますのも、3月にも質問し、その際の町の回答は、業者には合間を縫って修復してもらっていますというものでしたが、その3月の時点から進んでいるようには見受けられません。もう7カ月が経

過し、梅雨に入ってきました。町営住宅の皆様は、辛抱強く屋根修復を待っておられると思います。対象世帯の修復完了はいつごろになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。町営住宅にお住まいの方には大変御迷惑をおかけして、申しわけなく思っております。堀の内、水除、正ヶ井手の各団地の屋根の復旧につきましては、3団地ともようやく復旧工事の契約が完了し、8月末までに完了する予定でございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 以上で質問を終わります。

○議長（青木 善明） これで、春成勇議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、13番、日高正則議員の質問を許します。

○13番（日高 正則君） 13番、日高正則でございます。まず、本日傍聴に来られました皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

通告どおり、お聞きしていきたいと思っております。私、3月議会におきまして、農業法人化の取り組みの質問をいたしました。今回の6月議会においては、もう一步踏み込んだ質問をしていきたいと思っております。町長は、農業が高鍋町の基幹産業であると言われております。現状は農家の高齢化、後継者不足などの課題が山積しており、農業法人化の取り組みが急務であると考えておりますが、農業生産者に対して啓発活動の考えはないか、お伺いいたします。

次に、稲作におけるジャンボタニシの多量発生についてどのように認識されているか、お伺いいたします。

次に、規模拡大を考えている法人に対して耕作放棄地をあっせんすることにより、放棄地の解消につなげる考えはないか、農業委員会会長にお伺いいたします。

壇上より以上の質問をさせていただき、農業法人化の取り組みについての中規模拡大する法人に対して固定資産税の免除等は考えられないかと稲作におけるジャンボタニシ多量発生についての制度的な補助はないのかとどのような取り組みをされるのかについては、発言席にて質問いたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

農業経営の法人化につきましては、国のほうでも令和5年までに法人経営体を5万法人に増加させるという政策目標を掲げております。本町といたしましても、農家戸数の減少や高齢化によって、今後どのようにして農地を維持していくかが課題となっていることから、生産者主体の法人設立を支援していく必要があると考えており、認定農業者協議会の研修会などを通じて、法人化について啓発を行っているところでございます。

次に、ジャンボタニシの大量発生につきましては、4月19日付で宮崎県から病害虫発生予察注意報が発令されておりまして、町といたしましても現地へ出向き、生産者の方から話を聞くなどして状況を確認しているところでございます。

○議長（青木 善明） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本 弘志君） 農業委員会会長。お答えいたします。

農業委員会ではさまざまな耕作放棄地解消のための取り組みを進めておりますが、規模拡大を考えている法人に対するあっせんにつきましては、耕作放棄地の解消に有効な手段であると考えております。今後も規模拡大を考えている法人を含めまして、あっせん事業や農地中間管理機構を活用しての貸し借りのマッチングにより、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。次に、お伺いいたします。

農業法人化にするため、手順、内容等を聞かせてください。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。一般的な法人設立に関する手順について、お答えいたします。

まず、事前準備といたしまして、会社法人にされるのか、農事組合法人にされるのかなど、組織形態、資本金等の基本的事項の決定が必要となります。

次に、目的、商号、発起人の氏名等を規定した定款の作成後、公証人による定款の認証が必要となります。ただし、農事組合法人の場合は、定款認証は不要となります。その後、設立時役員を選任、法務局での設立登記、税務署など諸官庁への届け出が必要となります。農事組合法人の場合は、2週間以内に県知事への届け出も必要となります。

以上が法人設立までの大まかな手順となります。

なお、法人設立後、農地所有適格法人として農業経営を行うために農地を取得するには、農地法第2条第3項に規定される要件を満たした上で農地の取得申請を行う必要がございますので、事前に農業委員会または農業政策課まで御相談いただければと思っております。

以上です。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。今、必要な手続、述べていただきました。先月、5月の16、17日に総務産業建設常任委員会で行政調査を行いました。熊本県の多良木町の農事組合法人多良木のびるの視察をさせていただきました。

法人の概要は、次のとおりです。

1番目、設立が平成21年2月26日、2番目、代表理事、深水吉人、3番目、役員、理事4名、監事2名、4番目、組合員24名、5番目、経営面積、水稻46ヘクタール、大麦18ヘクタール、ハウス園芸70アール、これはトマトを栽培しております。農作業

受託25ヘクタール、合計の96ヘクタールでございます。

6番目、事業の内容といたしまして、農業の経営、2つ目、農作業受託、3番目、農産物を原料使用する製造・加工、4番目、農産物及び農産加工品販売、その次、農業生産に必要な資材の製造、これは水稻の苗の販売とか、そういうのをやっておるわけでございます。

そして、今回視察いたしました農事組合法人多良木のびるは、高鍋町においても、よい手本となる法人であると思っております。理由といたしまして、経営理念がしっかりしており、代表理事のリーダーシップが素晴らしいと考えます。このような法人の代表を講師として迎え、町、JA、共済組合等と連携し、法人化への啓発活動に取り組む考えはないか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。お答えいたします。

JA児湯と高鍋町、木城町、新富町並びに宮崎県で構成する児湯地域担い手育成総合支援協議会においても、今年度から法人化を検討されている方に対し、専門家派遣などの支援を行う農業経営サポート事業を新たに取り組んでいるところでございます。

今現在でも生産者の方から経営法人化に関する相談は随時お受けしているところでございますが、農村地域の高齢化等が急速に進展する中、地域の受け皿としての担い手農家の皆様方には迅速な対応が求められておりますので、今後も県やJAなどと連携し、さまざまな手段を用いて、さらなる啓発活動、情報提供等を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今、答えていただきました。本当に今、私も法人化の言葉を発信しておりますけれども、各地域におきまして、そういう機運が生産者方に起こっておるということで、本当に私は喜ばしいことだと思っております。今後もこういう活動をしていかなければいけないというふうに思っております。

次に、啓発活動方法としまして、それぞれの地域においてリーダーになる方々を人選し、その方々に参加していただき、視察研修等の勉強会を重ねて、リーダーの育成を図っていくことで組織運営が円滑に運ぶと考えますが、執行部としてどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。お答えいたします。

議員が申されるとおり、地域における中心的な担い手となるリーダーの存在というものは、法人化を進めていく上で非常に重要だというふうに考えております。先ほどもお答えしたんですけども、今後も引き続き農業経営サポート事業などを積極的に活用いたしまして、法人化を目指す方々の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。私になぜ農業法人化への取り組みを強く訴えるかといいますと、法人化することにより、1番目に、経営面積が拡大しますから販売量が増加し、メーカーからの取引件数もふえまして、有利な販売が可能になります。

2番目に、購買部門においても、資材の取引量が増加し、資材メーカーとの有利な交渉ができると思います。

3番目に、加工部門に取り組むことにより、女性部の活動が活性化され、販路拡大と経営の安定につながります。

4番目、法人化により、取引先等に対する信用力も高められると思います。

それから、5番目に、法人にした場合、個人事業主の場合と異なり、従業員にとって安心して働ける労働環境が整備され、知識、技術の習得と人材の確保、育成につながると思っております。

以上、述べたように、多くのメリットがあります。特に、家床、持田地区は、白菜、キャベツの一大産地でありますから、今後は法人化の動きが出てくると思っております。それに伴い、只今述べたことが可能になるかと思っております。

私自身、農業法人化の取り組みに力を入れていきますので、機会あるごとに一般質問をしていきたいというふうに思っております。今後、1つ、2つというところの農業法人化ができればいいがなと思っております。それに向かって私も一生懸命、この法人化につきまして努力していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、耕作放棄地の解消について、お伺いいたします。

黒木博行議員の質問とダブるかもしれませんが、家族経営の面積は10ヘクタールが平均的な規模であると思います。今後区画整理された農地でも、耕作放棄地が出る可能性があります。農業法人化することにより、5倍から10倍の耕作面積の経営ができますので、耕作放棄地の解消になると思います。

また、畜産関係の法人が規模拡大をする場合、地元の同意を得なければなりません。地元からは、においがしない、鳴き声が聞こえないようにしてほしいとの要望があります。

したがって、山林近くの農地、人家がないところに土地を求めます。このようなところにこそ耕作放棄地が多く、こういった土地を有効利用することにより、耕作放棄地の解消につながると思います。法律面もあると思いますが、転用が容易にできるような取り組みの考えはないか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 農業委員会事務局長。お答えいたします。

耕作放棄地の解消について、確かに議員がおっしゃるようなことはあると思います。農地の転用が容易にできるような取り組みということでございますが、農業委員会といたし

ましては、農地法及び国が示しております農地法に係る事務処理要領、農地法関係事務に係る処理基準などにのっとり、適正に事務処理を進めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今、局長のほうから答弁をしていただきました。本当にそれはわかるんです。私の聞き方も悪かったと思うんですけども、今後この耕作放棄地、農地であって、20年も30年も耕作放棄地があるということは、山林状態になっているところが多いと思うんですね。そこ辺を今後畜産農家が購入していくのではなかろうかという動きもあるわけですので、そこで畜産農家が言うのは転用の手続ですか、これが素早くできるといいんだがなという話もあるんです。私に言うてくるんですけど、そういったことで今質問したわけですけども、今後、これは法律面もありますから、いろいろと難しいところがあると思いますが、これは農業委員のほうでも気をつけて、考えていただきたいというふうに思っておるところでございます。

次に、農業法人が規模拡大をする場合、特に畜産関係であります。先ほど述べましたが、においがしない、鳴き声が聞こえない等の要望もありますから、畜舎構造も要望に応じたものを建設しなければなりません。もちろん、国のクラスター事業、50%補助事業を利用しますが、補助事業にのらない費用があります。1番目、雨水処理をする側溝、2番目、土地基盤整備、3番目、場内舗装工事、4番目、貯水槽、5番目、地層検査、いろいろありますが、以上のような工事が対象外であります。

したがって、40%の補助率ぐらいになると思いますが、今後補助事業を利用しても、TPPなどの政策で厳しい経営が考えられます。大変なリスクを背負った案件であるため、事業を始める法人も少ないと考えます。

それで、工業系では企業立地奨励条例がありますが、農業部門にはないわけですが、例えば5億円以上の建設費を要した場合、以降において課せられる固定資産税について、3カ年にわたり当該固定資産税の課税の免除等を自治体としても協力していただきたいと思いますが、執行部としてどのように考えられるか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。固定資産税の減免関係について、お答えいたします。

減免につきましては、高鍋町税条例の第71条、地方税法第6条並びに367条において規定をされております。内容につきましては、それぞれではあるんですが、地方税のほうで特例措置ということで、国のほうが一定の基準を示して、その区分に応じて減免をするという業種、そういう種類等について定められているもので、減免の割合と申しますか、課税標準額の割合を定めているのがまち特例とかいう制度もございます。

ただ、現状で言いますと、そういうものに指定されているものは、事業者が行う太陽光

の関係、津波関係のもの、それから保育所関係でも家庭的保育事業とか、居宅訪問型というような、そういう区分が一定設けられております。現状で申しますと、農業関係につきましては該当するものがございません。

質問の中でありましたけど、企業立地関係との、何と申しますか、そっちのほうはあるけど、こっちにはないというところがございますけど、逆を言いますと、圃場の中でも、農業関係では結構建設業に対する割合が大きいもの、そういうものとかも勘案して、そういう条例等を定められておるといふところもございますので、現時点では対象にならないというところがございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。いろいろ答弁していただきましてありがとうございます。きょうは結論を求めるものではありません。私自身勉強していき、次回以降質問をさせていただきますというふうに思っております。

次に、稲作におけるジャンボタニシの多量発生について質問いたします。

正式名は、スクミリングガイ、南米原産の淡水巻き貝で、食用として日本に持ち込まれ広がり、殻の大きさが5センチほどまで成長し、若い稲の茎などを食い荒らしてしまう。九州や西日本を中心に被害が広がっております。環境に適用しやすく、繁殖力が強いピンク色の卵塊、卵ですね。これは有毒です。神経質の毒ですね。これ文献読んでみましたら、人間が食べた場合、卵を、非常に苦しむそうです。そういうことが載っております。

それから、苗やあぜ、用水路の壁などに産みつけるわけです。ふ化して、2カ月ほどで成長して成貝になるということです。これがジャンボタニシであります。私も先日町内全域の水田を見ておりますが、ジャンボタニシの大量発生が起きております。被害の大きいところでは、9割の被害が発生している水田もあります。

宮崎県においても、4月19日にジャンボタニシ多発注意報を発表しております。このままの状態で行きますと、収量の減少が見られ、販売収量が落ち込むと思われま。あわせて稲作経営意欲の低下を招き、生産農家の減少、ひいては耕作放棄地につながっていくと心配するところであります。

以上のようなことから、制度的な補助はないか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。お答えいたします。

県に確認をしてみたんですけども、今のところジャンボタニシに関する制度的な補助はないということでした。町といたしましても、駆除費用の補助や収入減に対する補助はございませんけども、みやざき農業共済組合のほうに確認をしまして、水稲共済または収入保険に加入しておれば、被害が大きく収量が減少した場合には共済金や保険金支払いの対象となるということでございましたので、また御相談いただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。実際は、助成措置が欲しいところではありますが、農業共済組合の収入保険の対象になるとのことでもありますので、ある程度の農家の救済にはなるかと思えます。ありがとうございます。

宮崎県もジャンボタニシの多発注意報を出しておりますから、県としても駆除対策が検討されていると思えますので、連携をとり、前向きに対処をお願いします。町内全域に被害が拡大しておるわけですので、統一した駆除マニュアルを作成し、秋から冬にかけての駆除計画を立て、一斉に作業を行うことが肝要であると考えますが、どのような取り組みをされるか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。お答えいたします。

現段階では稲のほうも大きくなっておりますので、ジャンボタニシの食害を受けることはございませんけれども、来年のことを考えますと、生産者の皆さんそれぞれに、議員が申されたように、防除や駆除といった対策をお願いする以外に手だてがない状態でございます。田植え直後の若い稲を食害するのは、基本的に前年の冬に水田内で越冬したものでございます。越冬個体を減らすことが、被害防止の観点から非常に重要なこととなります。

県内の普及センターとか、JAとも相談しながらなるかと思うんですけども、ジャンボタニシを越冬させないために耕運機による破碎とか、あと低温による貝の死亡効果を期待した稲わらの除去、あと薬剤の散布などといったことに生産者の方々に取り組んでいただくことが必要になるのではないかと考えております。

また、いろいろ県のほうと相談して、またいろいろお知らせしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。これは私のお願いですが、町のほうで駆除マニュアルのパンフレットを作成してもらいまして、JAが月1回、組合員に配布しております児湯情報誌の中に差し込む形で、農家への周知徹底を図っていただきたいと思えますが、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。また、JAさんのほうと相談して進めさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ありがとうございます。ひとつJAと連携をとっていただきまして、組合員の周知徹底を図っていただきたいと思えます。

それで、一応5月の26日の日本農業新聞にこういう記事が載っておりました。「捕獲

にビリビリ有効 おびき寄せて超音波で駆除」との見出しの記事が掲載されております。読んでみますと、「長崎県の佐世保工業高等専門学校の柳生義人准教授は、水田作物を食害するジャンボタニシを電気でおびき寄せ、超音波で駆除する方法を開発しました。薬剤を使わず土壌への負荷もない。佐賀県で行った実証実験では有機レンコン園地に48ボルトの電圧を24時間流した結果、600匹の捕獲に成功。生産現場での実用化に向け、防除装置を設置できる水田や協力農家を求めている」ということですね。

そして、「ジャンボタニシの駆除は薬剤散布や人手による捕殺が一般的。ただ、薬剤は施用回数の制限や環境への負荷を心配する声があります。人力での防除は農家の作業負担が大きいわけでございます。柳生准教授によると、ジャンボタニシは電極に電流を流すと負極側に集まる習性がある。佐賀県白石町の縦80メートル、横50メートルの有機レンコン園地で実験した」、つまりこれは4反ぐらいの面積ですね。「正負の対の電極数枚を園地のへりで水没しない深さの場所に数メートル間隔で設置。電気を流すとジャンボタニシが集まった」ということですね。

「他の生物に影響は見られなかった。水田に点在する厄介者を1カ所に集められれば駆除が楽になる。広い面積での有効性など確かめるべき課題はありますが、柳生准教授は効果があるとみて『電気的手法による捕獲と誘引の実証は世界初ではないか』と話しております。実験園地の外で行った超音波による駆除実験では、周波数の異なる三つの超音波を15秒～7分当たった結果、低周波（28キロヘルツ）の駆除率が高いことが分かった。今後は各研究成果を組み合わせ、生産現場で実用化できる仕組みを作る」という記事の内容であります。

これも参考にいただき、県、JA、農業共済組合と連携を図っていただき、対策を講じていただきますようお願いいたしまして、13番、日高正則の質問を終わります。

○議長（青木 善明） これで、日高正則議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。11時15分より再開いたします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、8番、黒木正建議員の質問を許します。

○8番（黒木 正建君） 8番、黒木正建。傍聴席の皆さん、どうも本日は御苦労さまです。私は通告に従いまして、4項目について質問いたします。

まず、1項目めは、宮田川の護岸工事及び河川浄化についてであります。

そこで、①JR鉄橋下に根固めしてある接続ブロックが海水圧等により崩壊してきているが、その対応について伺います。

②として、古港樋管から中島橋に至る河川で大量の土砂が堆積し、川としての機能を果たしていない状況であります。その対応について伺います。

③貴重な水生植物が、これはセキショウモという生物であるんですけど、その対応について伺います。土砂からの距離は少しあるんですけど、直接の影響はないと思いますけど、今後の対応について伺います。

2項目めは、坂本坂の復旧についてであります。

この件につきましては、3月議会での台風被害についての質問の中で、災害復旧補助率66.7%があれば、6月から着工できるのではとの答弁を受けての質問となります。

そこで、①として、今回国からの財源支援額及び今後の工事計画について伺います。

②、復旧後の使用開始の予定及び今後予想される崩壊等の対策について伺います。予測がつかないのが災害とも言われていますが、何か対策を考えておられるようでしたらお伺いしたいと思います。

3項目めは、ふるさと納税の活用についてであります。

これは交通安全対策の交通標示のために活用できないかということでの質問になります。交通安全対策特別交付金が国のほうから9月、3月、2回交付されます。これは地方公共団体が単独で行う道路交通安全整備の経費に充てる財源として使われるものであります。

しかし、これは交通反則金が原資であるため、限られた財源のため、十分な対応ができるだけの金額ではありません。

そこで、国のほうから各地方公共団体のほうに、基準があるんですけど、件数とか集中地区とか、いろいろあるんですけど、それに基づいて支給されるんですけど、高鍋の状況を見てみますと、25年に500万円を超していたんですけど、それから26年から恐らく500万円を切って400万円台が続いておりました。30年も恐らく500万円を切っているんじゃないかと思うんですけど、30年は幾らこの交付金が出たのか、お伺いします。

4項目めは、宮崎キヤノン株式会社についてであります。

4月23日に新工場の開所式が行われました。

そこで、企業誘致の宮崎キヤノン（株）の職員の雇用について、お伺いします。

年度別の今後の職員雇用について、お伺いします。

②初年度採用者の出身地別及び町内在住者の採用の割合について、お伺いします。

③高鍋に居住してもらうためにどのような対策を考えておられるのか、お伺いします。

先ほどの質問の中で、現在110名、全体で1,500名というような数字が出ておりますけど、ダブる面もあるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

あと詳細につきましては、発言者席で伺います。

大変失礼しました。ふるさと納税の活用について、お伺いします。

このふるさと納税は5つのテーマに分けられているんですけど、それとおまかせテーマもあるんですけど、そのおまかせテーマのほうから、交通標示のほうにお金を分配しても

raitaito、昨年度もこの項目から避難設備の用具とか、小型ポンプ購入とか、図書券の購入とか、いろいろそういうふう配賦されているんですけど、金額的にも幾らふらさと納税に入ってきているのかちゅうのもわかりませんので、5つのふらさと納税のテーマ別の寄附の金額、それからテーマのおまかせ、そこのところの金額をお伺いしたいと思ひます。

以上についてお伺いしたいと思ひます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前11時23分休憩

.....

午前11時23分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

宮田川に架かるJR鉄橋下の根固めにつきましては、国土交通省より対応方法を検討しているとのことであると伺っております。

また、宮田川古港樋管から中島橋にかけて堆積している土砂につきましては、今月より土砂撤去に入る予定であると伺っております。

次に、希少植物への対応についてでございますが、宮田川では希少植物としてレッドデータブックに記載されておりますセキショウモの生息が確認されているところですが、学識経験者に現地確認をしていただいたところ、今回のしゅんせつ工区では生息が確認されていないとのこととございました。希少植物の生育環境や掘削における配慮事項等を学識経験者等に御指導いただきながら、河川環境への配慮、保全に努め、工事を実施していくと伺っております。

次に、坂本坂につきましては、被災箇所が3カ所ございます。2カ所の災害復旧工事の入札が完了しており、そのうち1件の契約案件を今議会に上程させていただいております。残り1カ所につきましても、6月中に入札予定でございます。3カ所の復旧に係る工事費は約1億円程度で、国の補助が66.7%となっております。

また、使用開始時期につきましては、3カ所の工事全てが完了しての開放を予定しており、現在のところ年内開放を目指しております。開放後は毎日の点検にあわせ、異常気象時における巡回等を行ってまいります。

次に、ふらさと納税の寄附者が選択される寄附金使途の1項目である町政一般、いわゆるおまかせの割合についてでございますが、平成30年度決算の見込み額では寄附総額約21億8,200万円のうち約11億9,600万円であり、ふらさと納税による寄附額全体の約55%となっております。

なお、ふらさと納税推進事業費の約18億7,500万円を差し引いた約3億円が実質的な事業財源になりますので、その55%、約1億6,500万円が町政一般に関する事

業に使用できることとなります。

このような町政一般に対する寄附を路面標示の財源として活用することについてでございますが、町政一般に対する寄附は使途を限定せずに、年度ごとに町全体の事業の優先度や財源の有無等に基づく検討を経て、所要の事業に充当しているところでございます。御質問にありました道路標示の明確化を含む交通安全対策事業につきましても同様の検討を踏まえ、寄附を活用すべきか判断してまいりたいと考えております。

なお、交通安全対策特別交付金、30年度430万5,000円でございます。

次に、宮崎キヤノン株式会社の年度別採用数についてでございますが、同社人事部からの回答によりますと、昨年4月の定期採用では37名、本年度4月には75名が新規採用されているとのことでございます。

また、本年4月採用者の採用時居住地についてでございますが、同社人事部の調べによりますと、新規採用者75名の内訳では、県外出身者は9名、県内から66名が採用されております。そのうち本町出身者は5名となっておりますが、採用後に41名が本町に居住地を移されているとのことでございます。

次に、本町に居住してもらうための対策についてでございますが、宮崎キヤノン株式会社に対しては、同社の人事部門を通じて本町の定住に関するさまざまな情報を従業員へ提供し、本町の暮らしやすさをアピールしつつ、居住地として選択してもらえよう継続的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 1項目めの宮田川の護岸工事及び河川浄化について伺います。

今回の接続ブロックの崩壊のところ、これはJRの鉄橋はすぐそばにありますので、JR等の何か聞くところによると、協議が必要になってくるというようなことのようにあります。そこ辺の時期といいますか、そういうのをまた今後協議せんといけなくなると思うんですけど、積極的にそこ辺の働きかけをしていただきたいと思えます。

あとそのブロックの崩壊の場所なんですけど、実際、満潮どきとか、そういう満ち干によってばんばんブロックにも当たってくるわけですので、ちょっとしたところからどんどん崩壊していくというような状況になっております。しょっちゅう見ているんですけど、工事完了から3年ぐらいかかっているんじゃないかと思うんですよ。その工事関係者の技術者の方も近所におられた関係で、いろいろ聞いたりするんですけど、そういう大事に至らぬ前にどんどんやっていかなければいけないような状況になってくると思えます。

また、大ごとになれば、あの鉄道に影響してくるようなあれも出てこないうちに、また行政のほうからもいろいろ働きかけをしていただきたいと思えます。

土砂の件なんですけど、大体、前やってから四、五年たつんじゃないかと思うんです。余り量が多いために、昔だったらダンプカーらに土砂を積んで空き地の中に持っていったんですけど、今はそういう水が流れたりしますので、前回のときも宝酒造のすぐ南側のほ

うの堤防、あそこに、どうですか、4メートル、5メートルぐらいですか、ずっとあそこに積んで、完全に乾燥して撤去したというような経緯があり、またそういうふうになるんじゃないかと思います。

現状を見られると、一番わかるんですけど、ヨシとかガマとか、そういういろんなあれも入ってくるし、砂でから、川じゃないです。渡れるんです、どんどん土の上を。水がなくて、大水が出たときにちょっと小丸川のほうから入ってくる。水量が少なかったら、また逆流するというような状況で、そしてまたそばでから作物をつくっておられる高齢者の方もいらっしゃるして、ちょっと大雨が降ると、そこ辺まで水が来たりして、そういうそっちのほうにも被害を与えたりとか、いろんなあれがあるんですけど、今はそういった宮田川の本流のほうから入ってこないんですけども、余りに土やら土砂がたまり過ぎて、完全に入ってこないような状況であります。

これは数年前から、一遍にはできないからということで、定期的に分けてやっていただいているんですけど、今回の場合は、特に今そういう土砂が多すぎたちゅうことで、そういう要望が非常に多かったちゅうことで今回出したわけなんですけど、あと水生植物のセキシウモという、これ担当課長さんがおられるから、そこ辺をちょっとどういうあれか、ちょっと説明していいですか。

そしたら、絶滅危惧種のⅠ類、Ⅱ類とかあるようなんですけど、これⅠ類に入って、77種類あるみたいなんですけど、その中の一種ということで、要保護植物ということで出ています。あの川自体はアマモとかガマとか、そういうようないろいろ水生植物あるんですけど、このセキシウモというのは国内に分布しているんですけど、アジア、ヨーロッパ辺に非常に多いというようなことで出ていましたけど、現実の場所は教えてもらえません。

先ほど申しましたように、ちょっと離れていますので、砂に埋まるということはないんですけど、5年に1回の調査の中で、そういうのが見つかったのかなという感じがするんですけど、どういうふうにそれを今後保護していったらいいかなというの、また考えていただきたいと思います。

というのが、大分前になりますけど、高鍋湿原でサギソウがありますけど、あれが出たころ、そういう業者の方とか、愛好者が片っ端からとって行って、役場の方は知っておられたんですけど、公表しないがためにどんどんとられたと、逆に。みんなにそういう貴重な生物だということで公表してから少なくなったとか、これは高鍋だけじゃなくて、川南、新富辺でもそういう愛好者がどんどんとって、大繁盛したというか、そういう経緯があるんですけど、そこ辺もまた検討する余地もあるし、また絶滅といっても全国規模あるんですけど、高鍋湿原のほうにそういう株数が多いければ、向こうのほうに幾らか移植でもするか、そういう方法もあるんじゃないかと思いますが、そこ辺はまたひとつ考えていただきたいと思います。

それから、坂本坂のほうですけど、現場に行ってみると、非常に急傾斜のところ、2カ

所ばっさり落ちて、総括の中でもちょっと質疑あったんですけど、上のほうからのり面をずっとやるということで、地だちゅうか、道路のほうもひび割れとか、相当来ているし、そこ辺の対応というのも非常に難しくなってくるんだと思うんですけど、いろいろ予測というのは、先ほど言ったんですけど、例えば永谷辺でも自動車展示場の上辺が壊れたりとか、土砂が地すべりで落ちてきたりとか、そういうあれが予測もしていない。そうなるんじゃないかなちゅうあれは、あるところはあるんですけど、そういった危険性ちゅうか、そういうことがあって、いろいろ考えておられると思うんですけど、そこ辺の対応というのをぜひ聞かせていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。先ほど町長が答弁しましたとおり、巡回が一番大事だと思っております。

また、近年は集中的な豪雨が多々あるようですので、坂本坂につきましては台風が来るときには、道路の崩壊がなくても、事前に交通どめをして、安全確保をするように今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 非常に予測するのは難しいと思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、ふるさと納税についてでございますけど、先ほど申したように、これは高鍋に限らず、ほかの町村も一緒ですけど、非常に財源が少ないというようなことで、国のほうからの特別交付金もそういう基準に沿って交付ということで、先ほどあったように、高鍋の場合は500万円を切るような状況で、なかなかそこまで交通標示のほうに行き着かないというような状況であります。

高鍋においても、近所でもそうですけど、80代の方が車に乗って、同じぐらいの人をはねてから、死亡事故があったりとか、そういう家庭を身近に見て、何ちゅうか、物すごい元気よかった人が落ち込んでしまって、家庭内もそういうあれがあると、非常にショックとか、そういうのも多くて、だから今度ちょっと暇な人があったら、駅前交差点ありますけど、交差点から宝酒造のほうをずっと一遍道路を見てもらうとわかるんです。

自転車道なんかも全部消えたりとか、いろんな道路もそういうペイント、あれが消えてしまって、きのうの議員の質問の中で、停止線をとまらなくてとかいうあれも出たんですけど、とまれなどの停止線がわからないような状況が非常に多いですね。そこ辺何とか、そういう標示のほうをぜひやっていただきたいと思います。

命にかかわることですので、交通安全のそういう啓蒙活動というのも非常にいいんですけど、現実的にそういう事故やらを撲滅するためには、そういったちゃんとした標示がしてあっての事故と、していなくてのまた事故というのは全然違いますので、昨日の交通件数でも、一昨年よりも50件ぐらいまたふえたりしています。高鍋の場合ですね。

そういった面も考えて、何とかこのふるさと納税のおまかせのほうで、きのうの秋月墓地の件もありましたけど、そこ辺もあわせて、ぜひ町長のほうでひとつ考えていただきたいと、その点のちょっと意見を聞きたいと思います。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。今の御質問ですが、路面の標示等をふるさと納税を使ってはどうかという御質問でした。議員のおっしゃるような形で取り組むようなことを今後ちょっと考えて、検討していきたいと思っていますところでございます。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） ぜひよろしくお願ひします。何しろ命にかかわることですので、そこ辺を優先的にぜひ考えて決断していただきたいと思います。

最後になりますけど、企業誘致の宮崎キヤノンの件なんですけど、高鍋の町民からすれば、ぜひ高鍋のそういう方を職員にしてもらいたいと、そういうあれは大いにあると思います。

しかし、これも採用する側のやり方とか、そういうのがあると思います。非常に難しいところだと思うんですけど、きのうからの質問の中でも移住定住とか、そこ辺のものが非常に出てきているわけなんですけど、今後高鍋でそういう若い人たちが結婚して、子どもができて、働き場所があつてというふうが一番確実な、またしっかりした会社でもあるし、高鍋に定住してもらうには非常にいい環境のところの子育てもできるんじゃないかと思います。

今後積極的に、会社の方針とか、そういうのはあると思うんですけど、せっかくこっちに来てもらって、また向こうの要望等もあると思いますけど、こちらの要望もどんどん遠慮されることなく、要望を言ってもらって、ぜひ新規採用の職員の方たちが高鍋で定住してもらうような、そういう働きかけをぜひやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（青木 善明） これで、黒木正建議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、1番、田中義基議員の質問を許します。

○1番（田中 義基君） 1番。こんにちは。1番の田中義基でございます。一般質問の2日目でございます。実は昼からとっていたものですから、ちょっと戸惑っておりますけれども、おなか、空腹になる時間帯でございますが、少々お時間をいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、今回は3点ほど一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。

町の固有種の樹木でありますタカナベカイドウの保護と活用についてでございます。

町民の方なら皆さん御存じだと思いますが、高鍋町には2014年の日本植物学会で、

世界のどこにも存在しない種、スピーシーズと発表されましたタカナベカイドウという樹木がございます。1985年ですから、昭和60年の4月に、その当時、高鍋高校に勤務しておられました、現在は宮崎植物研究会の会長でいらっしゃいます南谷忠志先生が高校の事務室の花瓶に国指定の天然記念物であります霧島山の特産種「ノカイドウ」が生けてあるのに驚かれたと、誰が天然記念物を持ってきて生けたんだろうと思われたんだと思います。

そのことを契機に町内外を調べられた結果、高鍋町固有の新種の樹木であることを突きとめられて、2003年にタカナベカイドウと命名をされました。昔は湿地にある桜のように美しい樹木なので、牟田桜と呼んで、南牛牧地域に自生はしていたらしいんですけども、花が美しいので移植して育てるために採取されて、野生のものは、現在、ほとんどというか、現在は絶滅していると判断をされているようでございます。

一番古い樹木で、樹齢が約150年と推測されることから、江戸時代の末期には少なくとも既に存在していたと言われております。現在、町内外に残っておりますのは、ほとんどが株分けによって民家等に移植されて成長しているようなものでございます。今では高鍋自然愛好会の方々が種から育てる実生などで苗木をふやして、丁寧に時間をかけて育てる努力を重ねられて、町内外の方に配布をしておられます。一時期は高鍋農業高校におきましても、農学科にて実習のカリキュラムとして、このタカナベカイドウの苗木をふやす研究活動が続けられたと聞いておりましたけれども、残念ながら今は学科の改編があつて、農学科がなくなりましたために継続をされていないというふうに伺っております。

そこでお尋ねします。

この貴重な樹木である高鍋台地のみで進化した固有種と断定されたタカナベカイドウの現在の保護・増殖はどういう状況にあるのか、またこれについて、町としてこれまでどのようにかかわってこられて、今後はどのような姿勢で対応していくことになるのか、お伺いします。

②につきましては、発言者席からお尋ねさせていただきます。

次に、高齢者の運転免許返納についてでございます。

このことに関しましては、事故の報道とともに、返納の必要性など連日のように新聞、テレビで報道されておりますので、今、最も関心のある事項ではないかと思いますが、御存じのとおり、全国各地で痛ましい交通事故が続げまに発生しております。東京都池袋での暴走車による3歳の幼児と母親が亡くなる事故、千葉県市原市では公園砂場への車突っ込みによる傷害事故、それから先週も逆走した車による福岡市内の交差点での追突死亡事故、県内でも、ちょっと前ですけれども、27年の10月に歩道を暴走しました軽自動車による6名が死傷した事故など、いずれも運転者が高齢であったことから、加齢による身体機能や認知機能、それから判断の早さの衰え、これが事故の原因だと指摘されているようでございます。

このような状況から、事故を起こす心配のある高齢者について、運転免許証を自主返納

すべきだとの意見が上がってきていること、これは至極当然のことだと思います。その運転免許を自主返納されたのは、2018年中、県内では4,150件となりまして、過去最多を更新しているようでございます。全国では75歳以上が29万3,000人、全体でおおよそ42万1,000人と、2年連続で40万人を超えたようでございます。

免許保有人口に対する返納率も上昇していて、免許返納は少しずつ浸透はしているようですが、とはいっても、まだ75歳以上の免許保有者では5%足らずという低い水準のようでございまして、これからも高めていくべきなんですけれども、ただ、高齢者であっても、自由な移動というのは、これは自立した生活に欠かせないことですから、画一的に車の運転はだめと言えるものでもないし、ましてや高齢者がまだ運転に自信があると思っ

ている限り、子どもでも親の免許証の返納について、説得をするというのはなかなか難しいことだと言われております。

それと、また一方、日本で高齢者の歩行中の死亡率が高い理由の一つ、これが運転をする高齢者が少ないことだというふうに言われているんですね。運転をやめると、歩行や自転車など、高齢者にとってより危険な方法で移動せざるを得なくなる、そういうことも課題だと指摘されております。

もちろん、だからといって運転をさせて加害者になってもやむを得ないというわけではないんですが、運転に危うくなる高齢者が免許を返すことが絶対に正しいというふうには、一概には言い切れない部分があるのではないかと、私自身の少々短絡的な考え方だとは思いますが、若干そのような気がしております。

いずれにしても、高齢者の運転に対する社会の目は、ますます厳しくなるばかりではあります。自治体として考えなければならないことは、返納の推進のことだけではなくて、どうすれば高齢者の運転する事故を防ぐことができるかということではないかというふうに思っております。

そこで、町長におかれては、①ですが、全国で高齢者による自動車運転のミス等を原因とした重大事故が相次いでいます。その対策の一つとして、運転免許証を返納すべきではないかとの声が多く上がっていますが、どう受けとめておられるのか、お伺いします。

②については、発言者席からお尋ねします。

次に、3、受動喫煙防止対策の対応についてでございます。

昨日の14番議員の質問に答弁をされていますけれども、若干質問内容が異なるかとも思いますので、改めてお尋ねいたします。

厚生労働省政策の一つとして、望まない受動喫煙の防止を図るということを目的として、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。これまでのマナーであったものがルールへと変更されるものでございます。多くの方々が利用する施設等、そのうち特に学校とか、行政機関等の第一種施設については、ことしの7月1日が施行期日となると聞いておりますけれども、その詳細な内容と本庁舎を含んだ町の施設での対応はどうなるのでしょうか、教えていただきたい。

以上、3点について答弁をお願いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

タカナベカイドウの保護の状況につきましては、議員が申されたとおり、高鍋自然愛好会の皆様方が中心となって、熱心な保護活動を行っていただいております。町といたしましては、高鍋自然愛好会が主催されます種まき講習会や観覧会等のイベントの支援を引き続き行いながら、タカナベカイドウの保護に努めてまいります。

また、増殖活動といたしましては、5月に歴史総合資料館前の敷地にタカナベカイドウを植樹していただきました。今後も高鍋自然愛好会の方々とタカナベカイドウを地域に広めることができるように、ともに活動してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の運転免許証の返納についてでございますが、自動車につきましては、通勤、通学、買い物や病院への通院など、生活の足としてなくてはならないものでございます。特に、公共交通機関が十分でない宮崎県内においては、自家用車に頼らざるを得ないというのが現状であると認識しております。

こうした現状とともに、急速に進む高齢社会の中、高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いや加齢による状況判断能力の衰えなどが原因と思われる痛ましい交通事故が全国で相次いでおります。こうした現状に鑑み、運転免許証の返納につきましては、本人の健康状態や家庭の状況等を家族で話し合うなど、各自で判断されるべきものと考えております。

次に、受動喫煙防止対策についてでございますが、今般の健康増進法の改正により、多数の者が利用する施設等については、望まない受動喫煙の防止を図るために必要な処置を講じることとされております。町の施設の対応といたしましては、学校につきましては敷地内禁煙、庁舎につきましては原則敷地内禁煙ではありますが、既存の施設環境下で、省令に規定されている基準を満たす場所を喫煙場所として設置することといたしております。

また、町が設置するその他の施設につきましては、施設の性質やこれまでの喫煙状況等を踏まえ、個別に対応することといたしております。

○議長（青木 善明） 田中議員、ここで休憩に入りたいと思いますが、よろしいですか。

○1番（田中 義基君） はい、わかりました。

○議長（青木 善明） ここで休憩をしたいと思います。午後1時より再開いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。午前中どういう答弁をいただいたのか、ちょっと満腹になったものですから忘れかけていますけれども、おっしゃいました歴史総合資料館での植え

つけに私もちよっと参加させてもらって、見学をさせてもらったんですけども、穴の掘り方から植えつけの時期、肥料、水のやり方、本当に丁寧に教えていただきました。

今、壇上で申しましたように、大変貴重な樹木でございますので、町としてもしっかりと大事に保護をし、答弁されたように、町内外に広く広めていくと、そういう活動を進めていくべきだと思いますし、そうすべきだと思っております。

そこで、②の質問に入らせてもらうんですが、そのための何点かちよっと伺っておきたいと思います。

国、県を含めて、ほとんどの自治体に木とか、花とか、鳥、昆虫、けもの、魚、こういったシンボル生物というのを、いわゆるシンボル生物、これを指定しておりますけれども、宮崎県では、御存じのとおり、木は、ヤマザクラ、フェニックス、オビスギ、それから花は、はまゆう、鳥がコシジロヤマドリになっているかと思えます。それも御存じだろうと思えます。

そこで、そもそもシンボル生物というものを指定することになった、これはどういう意図を持って、どこにその意義を求めているものなののでしょうか、どうお考えになっているのでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。これにつきましては、法律や条例等により定義されているものではございませんので、明確なお答えはできませんが、日本の場合は、国の花は、桜や菊、国の鳥はキジのように、国であれば国の、市町村であればその市町村の象徴して指定されるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。象徴なんですよ。高鍋町は、その象徴であるシンボル生物を花はナデシコ、木は、もちろんモクセイとしているんですけども、高鍋町史とか、アーカイブでの町広報、閲覧してみれば記述はあるんですけども、確認をさせていただきたい。その当町での選定はどのような経過、経緯と過程によって決定されたものなんでしょうか、何か特殊な要件とか基準とかあるのか、決まり事とかあるのか、判断する組織があるのか、どうでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。只今、議員も言われたとおり、高鍋町史によりますと、「高鍋町では『緑のかきね運動』が早くから唱えられ、うるおいある町づくりを進めた。緑や花に対する関心は町民の間に高まり、花いっぱい運動が始められた。この機会をとらえて、町は町木・町花を町民から募集した。町民多数から応募があり、これを町民憲章起草委員会で審査の結果、町木に『モクセイ』町花に『ナデシコ』が選定された。」と記されております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） 1 番。確かにそういう経緯のようでございます。ちなみに、木につきまして、県内では日向市もモクセイを指定していますね。それから、国内でも 38 自治体の市町村がモクセイをシンボルとしているようでございます。

余談ですけれども、本来モクセイ属のモクセイ種というのは、ギンモクセイを言うらしいんですね。私は、キンモクセイだと思ったんですけども、ただ、シンボルとして指定する場合には、キンモクセイもギンモクセイも一緒にしたものということであるようですので、それは構わないだろうというふうに思っています。

それでは、ここではモクセイに限らず、シンボルを指定していることによって、行政上、何らかの形で利活用されたり、してこられたりしたことがあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。行政上での利活用にした例については、特にございませんが、町民の皆様には広く認知をされておまして、保育園や養護老人ホーム、コーラスグループ、スポーツチームの名前をロゴに使用されるなど、町の象徴して一定の役割を果たしているものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） 1 番。そうですね。

ただ、ほとんどが何かナデシコの活用例みたいな気がしておりますけれども、それでは②の質問ですけれども、県の木の指定と同様に、町木も何も 1 つでなくていいわけですから、町のシンボルである町木の一つとして、このタカナベカイドウの指定を行って、広く町内外に認識してもらうことで、本町、高鍋町の PR に活用できないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。現在の町木、町花でありますモクセイやナデシコは、いずれも一般家庭において栽培しやすいことが指定をする一つの重要な要素となっているようでございます。

タカナベカイドウにつきましては、現在、まだ苗の絶対数が少ないことに加えまして、栽培がやや難しいこともあり、町木指定については今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

しかしながら、本町の PR においては貴重なアイテムでございますので、今後もホームページや SNS 等で活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） 確かに現在の町の木と花、これは昭和 49 年の町民の日の式典に

おきまして、町民憲章とともに、シンボルとして制定されたものだと、その年の11月の町報「たかなべ」、町報「たかなべ」と、あの当時言っていたみたいですね。

そこには、各家庭で植えやすく、香りがよく、品格があるため、町内が香り豊かな町になる。また、公害に弱いため、公害発見のバロメーターになるとあります。公害のない緑の学園住宅都市を目指している高鍋町には、格好のバロメーターになるであろうと、特にここに主眼を置いた選定結果が読み取れるような記述もあるんですね。もちろん、そういう意味で、そういう基準で選定された木が町の木であってもいいと思いますし、また今のままでは絶滅しかねない高鍋町固有の木を守っていく必要があるという基準で、新たに町木を追加してもいいんじゃないかと思うんですね。

先ほど申し上げました南谷先生のある論文には、花は開花後もサーモンピンクがかり、花数も多く、園芸種としての価値も高い。地元の方が増殖してのまちおこしに使ってはいかがかと提案している。そのために、和名は高鍋海棠としたと書いてあります。その意を酌み取って、今現在ですけれども、高鍋自然愛好会の方々が尽力されているんですけれども、結成されて約21年になると伺いました。現在、32名ほどで活動されているようですけれども、この希少で、貴重なタカナベカイドウの保護と普及にほとんど地道に知恵を出し、汗を出し、流しながら、増殖と保護の活動に取り組んでこられました。

もちろん、タカナベカイドウだけでなく、ハマボウとか明倫桜とか、河川の保護、水質改善、こちらのほうにも取り組んでおられるようですけれど、そのタカナベカイドウなんですけれども、これまでには町内外に聞いた限りでは約2,500本ほどだったと思いますけれども、配布されているようで、答弁にあったように、決して育てやすい樹木ではないようですので、そのうちの幾つかは枯死してしまっているというふうには聞いておりますし、事実のようでございます。

それでも、その愛好会の方たちの目指しますタカナベカイドウの里「高鍋」が広く県内外に認識されるように頑張っておられるんですが、このまま愛好さんにだけお任せしてしまっているのかなと、行政としては半ばちょっと手をこまねいているような状況でいいのかなというふうな思いがします。もしかすると、近い将来、これ本当に絶滅してしまうかもしれません。そうならないように町も積極的にかかわって、愛好会の方々にも引き続き頑張ってもらって、そのためにもぜひタカナベカイドウの町木の追加指定を、栽培がやや難しいから今後の検討課題とされるんじゃないかと、早急に検討すべきだと申し上げておきたいと思います。

それでは、2点目の免許返納についてなんですけれども、各都道府県、それから県内の各警察署管内でも、さまざまな返納によるメリットが存在しております。例えば、高鍋警察署管内は、昨日もあったのかな。交通安全協会から反射ベスト、これを、1着を贈呈すると、それとかあるまちでは地域福祉バス、これの無料乗車券の交付をする、それから各温泉では入浴料の割引とか、県の信用金庫協会、これは定期預金の店頭表示金利に0.1%上乗せるとか、こういうメリットがあるようであります。

ほかの警察署管内とか、他の都道府県でもバス、タクシーの乗車券の支給や割引券の贈呈、それから商品券の進呈やポイントの付与、中には現金ももちろんございます。買い物や運転の代行を安価で請け負うとか、そういった事業をやっているところもありますし、さまざまな返納メリットが存在するようでございます。

昨日の5番議員が一般質問される予定であったのかな。オンデマンドバスやタクシー、これの活用というの、高齢者福祉の事業、それから買い物弱者対策としての施策としてももちろん有効ですし、実際に取り組んでいる自治体もありますので、免許返納後のメリットの一つとしての事業にもかなうものであろうというふうに思っております。

そこでお尋ねいたします。

免許返納者が利用できるメリットとしての返納者への特典、あるいは返納の推進を促す策を検討・実施している自治体は多いんですが、当町も何らかの手法を検討することとなるんでしょうか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。運転免許証返納の推進及び特典についてでございますが、今、議員がおっしゃられたとおり、県警のホームページにも記載をされておりますが、高鍋署管内でも信用金庫協会の定期預金の金利上乘せや温泉施設の割引、地域福祉バス無料乗車証の交付、反射材の贈呈等がございます。

当町におきましては、現在、めいりんの湯の入浴料の割引を行っておりますが、現在のところ、これ以上の特典の支給については考えておりません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。現在、取り組んでいること以上には考えておられないということでもいいんですよね。やむを得ないことですが、ここまで事故等が続きますと、免許返納にどうしても思いというか、目が行きがちなんですね。もちろん、返納も促すんですが、返納のメリットの存在をアピールしながら、本来事故を防ぐことが何よりも目的だろうと思いますので、ちょっと視点を変えてもらって、そのための何かほかの手法はないかと考えてしまいます。

新聞への投稿には、高齢者は高速を走れないようにするとか、あるいは時間によって走れない道路をつくるとか、高齢者がですね。それとか、マニュアル車のみを運転させるようにするとか、そういった工夫をしてほしいというのもありましたけれども、高齢者の事故には認識障がいとか、ほかにもその要因は多くあるようですが、特にアクセルとブレーキの踏み間違いが多いようでございます。自動運転が可能でしたら、それが一番いいんですけど、なかなかそこまでの時間待っておりませんから、そこである雑誌なんですが、先日のテレビでも何回か放映されておりましたが、踏み間違いの防止の機械、機器、それから間違えてしまっても急発進しないための装置、これが発売というか、販売されているようでございますけど、そこである一定の年齢に達せられた免許保有者の方の希望者

には、それらの購入費用の補助をすとか、町で購入して貸与すとか、何らかの手法は検討できないものでしょうか。

実は、通告書を提出して打ち合わせした段階では、全国では東京都も表明しましたし、結構多くの数の自治体の実施されるんですけども、県内ではまだ聞いておりませんでしたので、ぜひ宮崎県第1号の実施が必要だな、あればなと思ったんですけど、先日隣の新富町で6月議会に提案されるそうで、これちょっと残念なんですけども、それを考えてもらっていかがでしょうか、どうでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。踏み間違え防止機器の補助等についてでございますが、議員が今言われたとおり、先日の宮崎日日新聞の記事におきまして、新富町が県内で初めて、65歳以上の高齢者を対象に自動ブレーキとペダル踏み間違い時加速抑制装置を補助するという記事が掲載をされたところでございます。当町におきましても、こうした事業について、今後調査研究を行っていきたいというふうに考えております。

ただ、高鍋町における免許者の保有者数を調べてみますと、本年4月末現在で1万4,197名の免許者の保有者がいらっしゃいまして、そのうち65歳以上が4,347名です。

さらに、80歳以上となりますと、689名、ちなみに免許証の返納者の推移についてちょっと調べてみたところ、平成27年では47人、28年が50人、29年が50人、平成30年が71人という形で、高齢化が進むにつれて、返納者のほうもふえております。新富町が1人当たり65歳以上に5万円の補助をするということでありまして、それを単純に高鍋町に充ててしまうと、どのくらいの数字になるかというのは自明の理でありますので、そういったこともいろいろ検討していかなければなりません、非常に大きな負担が生じるというのも一方でありますので、今後そういったことも含めまして検討を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。近い将来、これまでよりも免許の保有率が高くて、人口の多い団塊の世代、これが75歳を迎え始めることとなります。国内、町内、あらゆる地域で、高齢になっても自立した生活を送るためにオンデマンドバスやタクシーや巡回バス、タクシー割引等、安全に安心して移動できる手段を早急に確保することはもちろん重要ですが、やむを得ず運転せざるを得ない高齢者が万が一誤操作などを行ってしまっても、重大事故にならないような手法が、これがあるならば、もしそれが可能性があるならば、その手助けを常に検討していくことも行政としては必要なんじゃないかというふうに思っております。

先日7日でしたか、石井国土交通大臣が後づけ対策装置の開発・実用化の取り組み、これについて自動車メーカーに要請をするというふうな考えを示しておられました。今後ま

すますこの防止装置の設置が推進されていくと思われますけれども、町としてこのことも念頭に置いて、常に町民の安全安心な暮らしと命を守るための配慮に可能性のある限り取り組んでいくべきであると思っております。調査、研究、検討していくということでの答弁でございましたので、この件の質問を終わらせてもらいます。

次に、3点目でございます。

受動喫煙防止対策の対応についてですが、答弁されたそのような内容、対応になることについて、町民等の周知はいつごろ、どのようにされることになるのでしょうか。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。町民の皆様への周知についてでございますが、施設を訪れた方が当該施設が喫煙可能かどうかわかるよう、また喫煙場所を定めました場合には、喫煙することができる旨を標示した標識を掲示することにより、周知を図ってまいりたいというふうに考えています。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。7月1日から施行でしたよね。それ前に、じゃされるということですよ。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 7月1日が施行日ですので、そこに合わせて標示をしていきたいというふうに考えています。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。先ほど答弁されました町内省令に規定されている基準を満たす場所、これ多分特定屋外喫煙場所というふうに言うんだらうと思っていたんですけども、その設置場所を昨日の質問、答弁で、北側非常階段3階端の議場横、つまりそこですよ。とするとの答弁がありました。確認ですが、防災センター、それから第2別館、それから駐車場、この本庁舎を含む敷地では、喫煙場所はそこの1カ所だけだということではないんですよ。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。庁舎及び第2別館とその敷地につきましては、第一種施設になりますので、喫煙場所につきましてはそちら1カ所というふうに検討しているところでございます。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 防災センターの入り口付近にもう一カ所設置をする予定でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。敷地内では、じゃ2カ所ということですか、敷地内2カ所、きのう1カ所と答弁でおっしゃったよね。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。庁舎につきましては、第一種施設になります。防災センターにつきましては、第二種の施設になります。第一種施設につきましては、そちらの3階の議場横ということになります。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） はい、了解しました。わかりました。

じゃ、第一種施設の議場の横のところで、必ずこの敷地内におられる方は吸う必要もないわけですね。その第二種の施設のところであるところでも、そこでも吸えることの可能性はあるということですね。なるほど。

教育部局とか、第2庁舎、ほかの施設については、個別に対応ということで今伺いましたので、今回は外して話をさせてもらいますけれども、単に喫煙をするスペース、特定屋外喫煙場所を設けるだけでなく、例えば庁舎敷地の一角に新たな喫煙室、要は喫煙ブースですよ。ブースというんでしょうか、これを設置するというお考えはなかったんでしょうか。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。喫煙ブースの設置の可能性についてでございますが、確かに議員のおっしゃるとおり、喫煙ブースを設置するというのも可能ではございますが、今回の法改正に伴い、その検討もさせていただきましたが、国及び地方公共団体には、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない責務が課せられていることから、設置をしないということにいたしましたところでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。たばこに関しましては、もちろん健康被害の問題、それに伴う医療費の問題とか、たばこ税の収入の問題、生産者への対応の問題とか、いろいろございますけれども、ひとまず脇に置かせていただいて、たばこに関しての権利というものがあればですけども、あるとすればですけども、被喫煙者の嫌煙権をしっかりとこれは認めたいと思っていますし、望まない受動喫煙の禁止、これは当然のことだと思っておりますが、あわせて喫煙の権利も当然認めていくべきかなというふうに私は思っておりますものですから、その立場で続けさせていただきますが、先ほどの答弁でありました今回の健康増進法の一部を改正する法律、これによって役場では原則敷地内禁煙、ちょっと一種、二種と違っているようですが、屋外での受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場合、基準を満たす場所に喫煙場所を設置することができるとありましたが、それを設置されるということだろうというふうに思っています。

全面禁煙でなくて、ある意味、分煙の措置をとられることについては、大変大賛成だと思いますし、ただ、確かにおっしゃったように、私は、吸えるところは3階だけだと思っていたものですから、3階の非常階段の脇であれば、余り周りからも見えないで済みますし、受動喫煙の心配は少ないでしょうけれども、防災センターの横にもということであれ

ば、ちょっと若干受動喫煙の心配も、これは確かにちょっとあるかなというふうな思いを持っていますね。

それと、喫煙されるお客様にとってもどうかと思うんですけども、原則敷地内禁煙である以上は、例えば駐車場の車の中で喫煙されるのもだめなんですよね。

しかし、お客様によっては、気楽に行けて、すぐわかる場所で喫煙ができると判明しない限りは、そこで喫煙してしまわれる方もいらっしゃる。今回駐車場であれば、南側はどうかわかりません。北側の駐車場にいらっしゃる方は、防災センターのほうで吸えるということになりますけれども、逆に3階だから、お客様は、わざわざ上がってまで吸おうとされないだろうというふうに思っているんですけども、それはちょっと喫煙者をわかっておられないなというふうに思いますね。吸われる方は、上がって吸われますね。

そうすると、ちょっと心配なのが、もちろん防災センターであれば受動喫煙の心配もありますし、職員でも議場の裏のほう、私、事務局におこころは、しょっちゅう空気入れかえであけていたりしていたんですけど、今はどうかちょっとわかりませんが、職員でもなかなか上がっていない方というのがいらっしゃるんじゃないかと思います。その場所、すぐ眼下といいましょうか、扉等もございませんから、庁舎の電気関係を中心にしたいろんな重要な機器関係が並んでいますよね。装置いっぱい、そういう景色が見えております。2階もそうなんですけど、2階は当然非常口であるけれども、職員の方は結構通路になっておりますので、そういうところにいろんな方が喫煙しに来られるということなんですよね。このことをちょっと心配かなというふうに思っております。

そこで伺いますけれども、多くのいろんな方が来庁されるであろう喫煙者の方々、この方々に庁舎管理の面から、本庁舎だけです。わざわざ3階まで苦勞して上がってもらわずに済むように、また被喫煙者の方には、この中でしかたばこの煙が発生しておらずに、外には漏れていないんだということを確認できるような安心感を与えるためにも、ここはしっかりと敷地内のわかりやすい場所に喫煙室、ブース、これを設置するというのが本庁舎という施設を維持管理、危機管理する町としては、これはちょっとトライしてみるというのはいかがなものでしょうかね。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。議員のおっしゃるとおり、受動喫煙を実現する上で、議員の提案されたようなことも効果的ではあるというふうには認識をしているところではございますが、国の通知におきましては、今回の法改正は、第一種施設におきましては敷地内禁煙が原則であり、一定の基準を満たす場所を喫煙場所として設けることができるという法の規定をもって、当該場所を設置することを推奨するものではないというふうにされていることから、現段階では喫煙ブースを設置するという考えは持っていないところでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。今の答弁、多分恐らく正直に、はっきりと答えていただけ

たものだとは思いますが、ちょっと確認だけさせてください。法の規定では、喫煙場所の設置は可能だけれども、それだけで、設置を推奨するものではないと、だから敷地内に喫煙の場所のスペース設置だけでも、本当は今回対応の一定の配慮をしたものであるし、本来なら率先して設置すべきものではないと、ただ、ましてやブースの設置などは言わずもがなというか、そういうふうになんかちょっと受け取らせてもらったんですけど、そういうことでよろしいんですね。あつ、いいですね。はい。

少々きっぱり拒否されたような気がしまして、ちょっと残念ではありますが、でも、少しの希望が持てるとしたら、現段階ではという御発言がございましたので、先ほど来申し上げてきましたように、喫煙ブースの設置は必要な住民サービスの一つだと私は確信しておりますので、現段階では考えを持たれていないということですが、喫煙者または被喫煙者の要望等が上がってきたりとかいうような状況が変わってきたということになったら、ぜひ次の段階として、その設置の検討を始めていただきたいというふうに、そうなるだろうなというふうに願っております。

以上、少々狭い範囲での雑な質問に終始してしまいましたけれども、そのことをちょっと反省しながら、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（青木 善明） これで、田中義基議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、6番、後藤正弘議員の質問を許します。

○6番（後藤 正弘君） 6番。こんにちは。傍聴席におられる住民の皆様、御苦労さまです。後藤正弘です。令和元年、新たな時代になり、私たちが住んでいる高鍋町を明るく、豊かで、住みやすい町にしていくことが私のテーマなので、可能な限り実現へ変えていくことをモットーに、町長と議員が対等な立場に立ちながら、役割や権限を尊重し合い、町民の声、町政に反映させ、その期待に応えるよう、さらによりよい高鍋の町づくりを進めてまいりたいと思います。

それでは、私は、1、企業誘致について、2、建築限界について、3、中小企業向け支援・融資制度について、一般質問をいたします。

1、企業誘致については、数多くの企業が本町の企業誘致により進出してきたが、今後誘致企業と本町との関係をより効率化し、関係をどのように築いていくのか、町長のお考えをお聞かせください。

以上、登壇としての質問とし、1、誘致企業についての詳細及び2、建築限界についてと、3、中小企業向け支援・融資制度については、発言者席にて質問いたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

近年本町へ進出された各企業には、立地に関する協議等の過程においてさまざまな意見

交換を行っているところでございます。誘致企業とは、意見交換の場を設けて協調していく、町の発展、企業の発展につなげられるような関係を築いてまいりたいと考えております。

各立地企業の会社概要についてでございますが、南薩食鳥株式会社は、鶏肉加工を中心とした食品加工の工場を運営されており、本社は、鹿児島県南九州市に所在しております。本町では、平成31年1月から宮崎工場として、新工場が稼働しております。

エイムネクスト株式会社は、東京都港区に本社を置き、ICTやIoT等の先端技術を活用した技術革新やソフトウェア開発、システム開発などを主な業務としている業務コンサルティング事業の会社で、中国、ベトナム、シンガポール、インドネシアにも拠点を置き、国内外で広く事業を展開しております。現在、本町とは包括連携協定に基づき、地域IoTプラットフォームの構築及び実証実験を共同で実施しております。

ママンマルシェTAKANABEは、農畜産物を販売するマルシェとフードコートが併設された複合型の食品加工工場で、運営は、株式会社デイリーマームが行っております。工場では、ごぼうを使ったお菓子の「ゴボチ」を製造しております。

宮崎キヤノン株式会社は、カメラなどの映像機器やプリンターなどの事務機器、デジタルマルチメディア機器などを製造する大手電機機器メーカーであるキヤノン株式会社の子会社で、大分、長崎の関連工場とともに、キヤノングループにおける生産工場の中核を担っております。

いずれの企業におかれましても、今後は本町を拠点とする一企業として町民の雇用機会の拡大を初め、各企業の持つ強みや特性を生かして、本町の発展に貢献していただけるものと期待しているところでございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。今、町長に誘致企業に対して、これからの本町にどのような住民との関係を築いていくかということをしっかりお話をされたので、私は、私の思うところでちょっとお話ししたいと思うんですが、私なりの考えを言うと、雇用、納税、社会貢献、持続性をこれからも背負っていかねばならない企業に対し、本町に町民が来てくれてよかったと思える優良企業になってほしい。

そして、あのとき高鍋はよい判断をし、薬湯温泉施設跡地の再生利用、南九大跡地の企業誘致、空き家再生企業誘致、空き地利用の企業誘致など、問題だった建物を、今まで放置されていた土地を、負の財産を税が出るように改革した町長、町議会、執行部、称賛に値すると思います。

これからの子どもたちに負の財産を残すより、今できることをやらなければ、高鍋の未来がないとも思いますので、今後誘致企業と本町とのつき合いをもっと強く持つていただいて、しっかりと管理監督よろしくお願い申し上げます。

これで誘致企業についての質問は最後になりますが、これからも高鍋町の町づくりにとって大きな第一歩となるようお願いし、「凡そ戦いは、正を以て合い、奇を以て勝つ」の

言葉で終わりたいと思います。

次に、2、建築限界についてですが、①、道路上に張り出している樹木・竹林などの伐採について伺います。

道路には通行の安全確保のため、建築限界が定められております。建築限界とは、道路法第30条及び道路構造令第12条にて、道路上、安全な通行を確保するため、車道の上空4.5メートル、この机を車道としたときに、この車道の端から4.5メートルですね。歩道の上空2.5メートルの範囲に障害となるものを置いてはならないというものですが、最近道路に置いても、このような建築限界違反についてよく見かけるようになってきているので、お聞きします。実際建築限界違反の実例は今までにあるのか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。建築限界違反の実例については、最近は見えておられますが、違反として取り上げた事例はございません。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。それでは、そのようなときの対処、もしそういった違反等はないと言いますが、もしその対処としてどのようなことを実際町のほうは行っているのか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。枝等が道路に出ている場合などは、所有者にその剪定等をお願いしているところでございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。それでは、一度そういった対処をされたところが今どのようなかという確認は、結果はどうなっているのかは確認されているのでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。確認はするようにはしておりますが、特に山林などにつきましてはなかなか対応していただけないのが現状で、樹木もたくさんございます。そういうところに関しては、道路法第42条において、「道路管理者は、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」ということで、道路管理上ということ、町のほうで伐採等を行っております。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。それでは、電線、NTTの線、いろいろあると思うんですが、九電やNTTとの伐採についての打ち合わせ等はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。樹木の枝等が電線にかかっている場合は、九電、NTTの担当者に連絡し、撤去をお願いしているところでございます。

また、昨年の台風24号で、御存じのとおり、樹木が相当数倒木としてなっておりまして、ことしになって高鍋土木事務所、高鍋町、それと九電等の協議をしているところでございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。それでは、樹木や竹林等が道路に張り出していることや樹木などが原因で、歩行者や自動車等に損害が発生した場合、樹木や竹林等の所有者が賠償責任を問われることがあるので、今から梅雨に入り、夏にかけて樹木や竹林等もよく伸びる季節となり、歩行者や自動車などの通行、強風、大雨時の安全確保、事故防止のためにも、樹木や竹林等の適正な管理に御協力をお願いする啓発活動を進めていただけるとよいと思うのですが、どう思われますか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。議員がおっしゃるとおりだと思います。

「お知らせたかなべ」にも毎年掲載させていただいておりますが、そういうことが多々起こる可能性がありますので、「お知らせたかなべ」の掲載回数をふやすなど、周知を図っていききたいと思います。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。そういうことで、一応大型トラックが約3メートル、4メートルの高さで走行する際、道路に樹木が重なって出ている場合は、トラックはそれをよけるので、どうしてもセンターラインを割って走行し、目の前にカーブがあってもそこを走行するので、安全運転に支障があると考えられるので、山の持ち主である地主にこれをぜひとも啓発活動を行っていただきたいと考えます。お願いいたします。

それでは、3ですが、中小企業向け支援・融資制度についてお伺いいたします。

町単独で、現在、どのような中小企業向け支援・融資制度があるのか伺います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。町単独で中小企業向け支援・融資制度があるのかというお尋ねでございますけれども、融資制度、いろんな事業資金を用立てするというのはございませんけれども、中小企業、事業者向け、あるいは個人商店向けの補助制度といったものはございます。4つほど制度ございます。

まず、1つ目でございますけれども、地場産業振興対策補助金というのがございまして、そちらにつきましては、高鍋町内におきまして製造されます1次産品または町内の工場等において簡易な加工を施すことにより商品化される商品を新規に開発する場合に要する経費について100万円を上限に2分の1を補助するというものでございます。これまでには町内産のキャベツを使ったソースでございますとか、マンゴージュースなどが開発されているというところでございます。

2つ目でございますけれども、高鍋町まちなかチャレンジショップ事業補助金というのがございます。商店街に点在いたします空き店舗の有効活用を図るために、改装工事費及

び家賃を原則2分の1補助するというものでございまして、改装工事につきましては5万円を上限に初期の改装工事費のみ、家賃については月額3万円を上限に2カ年を限度として補助しているというものでございます。これまで商店街の空き店舗を活用して新規出店される事業所が、この補助金を活用しているというところでございます。

3つ目でございますけれども、商店街まちなみ景観形成事業補助金というのがございます。城下町らしい魅力ある商店街のまちなみ景観を維持するため、景観ガイドラインに沿って、店舗の外装補修等をする場合に50万円を限度に経費の3分の1を補助するというものでございます。これまで商店街区域内に建設される工場ですとか、ビルなどがお城の石垣などをイメージしてサイディングを施す際に、この補助金が活用されているところでございます。

最後になりますけれども、商店街にぎわい創生事業補助金というのがございます。商店街組織が中心となって開催いたしますイベントの実施費用に対しまして2分の1を上限に補助するというものでございまして、「たかなベタやけ市」でございまして、「まちゼミ」の実施に対して補助をしているというところでございます。

各補助金とも毎年申請がなされておまして、意欲ある事業者の支援でございまして、商店街形成維持のために大きな役割を果たしているものと考えております。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。それでは、補助金が活用され、その成果が特に出てきているということでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。今お答えさせていただきました4つの補助金、全てに毎年取り組んでおられる事業者様おいでになっておられます。そのおかげをもちまして、その事業者様の出店でございまして、そういったところをサポートさせていただくことによりまして、商店街の中で、特に若手の経営者の方の頑張りといったものが見られてきているというのがここ数年の傾向でございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。この補助金の活用が高鍋町にとって潤いをもたらしてくれるのかを期待し、次の質問に移りたいと思います。

それでは、②なのですが、小規模企業者経営支援制度について伺います。

他の町では、この制度が実際あり、多く活用されていること、その内容としては本町に住所を有する者または住所を有することになる小規模企業者で、小規模企業者というのは、中小企業基本法第2条第5項の常時使用する従業員が20人以下で、商業サービス業では5人以下のことです。

条件として、町内で事業を営んでいること、申請のときまでに納期の到来している町の租税公課を完納していること、手形交換所の取引停止を受けていないこと、暴力団と密接な関係を有するものでないこと、風俗営業でないこと。補助金の内容としては、事業譲受

補助金、補助率5分の1、100万円を限度。事業継承奨励金、定額20万円を限度。設備投資補助金、補助率2分の1、300万円を限度。異業種進出補助金、補助率2分の1、300万円を限度。研修調査助成金、補助率3分の2、30万円を限度。申請期間は無期限で、補助回数は1事業1回限りという手厚い補助制度があり、他の町と比べると、高鍋町は同じ土台にまだ乗っていないのが現実ですが、このことについてどう思われるか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。小規模企業者、事業者への支援制度につきましては、本町におきましては、先ほどお答えさせていただきました補助事業等を行っているところでございますけれども、それらの補助事業、開始から一定年数経過していることから、見直しを行わなければならないというふうに考えているところでございます。

見直しに当たりましては、町としては、小規模企業者がどのような支援を望んでいるのか、またどのような取り組みを行おうとしているのか、そういった考えを商工会議所と連携しまして、聞き取りなどの調査を行っているところでございます。あわせて、今、御案内のございましたような、他の自治体の支援策等の調査を行いまして、本町の小規模企業者が発展、継続できるための支援策といったものを打ち出せるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。今後このような制度が確立化されると、今まで点在してきた小規模な商店や建設業、飲食店、農業に活気が戻り、成果が上げられ、また審査条件が難しくなく、補助金の限度額も出店希望者にとってはお手ごろなので、町内どこでも企業の出店が可能なので、お店ができ、俗に言う買い物難民や高齢者が無理して運転して買い物に行くことなく、近くで物が買えると。山間地域では、特に利便性がよくなり、住民人口がふえると。それと昨日、永友良和議員さんが言われた台風に備える機器などの補助で、発電機などに補助が出るようになり、防災対策の効果も上がると思います。

実際、他の町では、この小規模企業者経営支援制度が導入しており、今まで言ったことが実際行われており、町内の隅々まで潤っています。なので、真剣に考えていただくと、よろしいかと思えます。最後になりますが、このことについてどう思われるか、ちょっとよろしくお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。先ほど答弁させていただきましたけれども、特に町内各所でいろいろ操業されたり、お店を開かれたりというところについては、私どもも考えているところではございます。

ただ、その優先順位とか、いろいろ考えていく中で、その辺も十分検討していきたいというふうに考えておりまして、議員のよそのまちでやっているという補助金の中にも、例えば議員の先ほどの申された中にあります事業承継に係る分の補助金があるというところ

も今伺ったところでございまして、この事業承継につきましては、特に私どもが商工会議所と一緒にいろんな事業主、商店街の方ですとか、そういう話し合いを持たせていただいている場で課題となって上がってきているところでもございますので、そういった面もございまして。そういったところのサポートもこれから考えていかなければならないということもございまして、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。今、課長が真剣にサポートしていくということを念頭に置いて、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（青木 善明） これで、後藤正弘議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。14時5分より再開いたします。

午後1時56分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、15番、緒方直樹議員の質問を許します。

○15番（緒方 直樹君） 15番。議会一般質問、私で最後になります。最後までおつき合いを願いますようお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問の事項を言わせていただきます。

まず、1、指定ごみ袋について、ごみ袋の広告欄の取り組みについて再考があるかを伺いたいと思います。

次に、ふるさと納税について、現在の返礼品数及びふるさと納税に関する事業者の増減について、現在、どのようになっているのかを伺いたいと思います。

②については、自席から求めたいと思っております。

3、竹鳩橋について、竹鳩橋等整備促進期成同盟会の進捗状況、現在、どのようになっているのかというのを伺いたいと思います。

②の現在、整備促進が進められないことは理解するが、整備促進できる時期はいつごろと考えるかについては、発言者席にて求めたいと思います。

最後に、図書館についてであります。

現在、町長が考える図書館のあり方を再度伺いたいと思います。

以上になります。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

ごみ袋への広告掲載につきましては、当町の規模では逆に印刷費用等の経費のほうが大きくなることが想定され、現在のところ困難であると考えております。

次に、ふるさと納税についてでございますが、現在の返礼品数は約260品となっております。事業者につきましては、昨年度の返礼割合見直し前までは66事業者でございましたが、見直しに伴い、提供を停止した事業者は10事業者、事業者の都合で提供を停止した事業者は4事業者となっております。見直し後に提供を開始した事業者が5事業者あり、現在は57事業者に返礼品を御提供いただいております。

次に、竹鳩橋等整備促進期成同盟会についてでございますが、これまで竹鳩橋架け替えに向けて協議を重ねておりましたが、現在、高鍋町が事業主体となって実施時期等の判断をする段階となっております。町の財政状況を考慮しますと、事業着手時期の判断が困難な状況であることから、実質的な活動ができないため、本年3月に期成同盟会の活動を休止とし、新たな展開、展望が見られる状況になった段階で再開することと決定したところでございます。

次に、図書館のあり方につきましては、昨年6月に設置された町立図書館あり方検討委員会において、全4回にわたり議論され、その内容を取りまとめた提言書が昨年12月に教育長に提出されたところでございます。

提言書には、現在の図書館を活用し、増改築する方向性が妥当であるとの内容が盛り込まれております。町といたしましては、いただいた提言書の内容を踏まえ、今後具体的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。まず、ではごみ袋についてなんですけども、先ほど費用が大きく、実施するのが困難であるということでもございましたので、これでちょっと1点だけ確認をとらせていただきたいと思います。例えば、これはほかの4町の考えにもよると思うんですけど、例えばごみ袋を5町で統一するとか、そういうことではまず可能であるかということですね。

また、その統一することで、その現状の費用を、経費は抑えられる可能性があるのかどうかということを伺いたいと思います。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。児湯5町によるごみ袋の統一についてでございますが、西都児湯環境整備事務組合を構成しております市町村でごみ袋を統一し、共同で製造を行った場合、スケールメリットにより経費が抑えられる可能性はございます。

しかし、現在、それぞれに行っております製造業者の選定から、完成したごみ袋の搬入までの事務を一括してどの自治体が行うかという問題、またごみ袋は、現在、各自自治体ごとにその住民のニーズ等に応じて大きさが異なり、金額も自治体ごとにまちまちでございます。

一般にごみ袋の代金と言われておりますが、これはごみ処理に対する手数料として、住民の皆様にご負担をいただいております、各自自治体に条例で定められております。これらの統一に向けて協議をしていく点も多々出てくるのではないかと考えます。関係する構成市

町村の意向もございまして、現在のところは困難ではないかと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。確かに条例等、困難であるというのは、私もそのようには思っておりますけども、ただ、少しでも経費を抑えられるということであれば、まずはそういうことができるかどうかというのをちょっと協議というか、雑談でも構いません。ほかの西都を含めて、市町村等に聞いてみるということで、これがすぐできると私も思っておりませんので、できればそういう継続的なお話ができればと思っております。

次に進みます。

次に、ふるさと納税についてでありますけども、先ほど返礼品数が260ということですね。事業者57社が現在されているということですけども、ここでちょっとお聞きしたいのが、今回撤退した事業者等へのフォローはしているのか、また撤退した事業者が再度返礼品を扱えるような具体的な案をもしかしたら提示できたのかなと思いますので、まずその具体的な案が提示しているかどうか伺いたいと思います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。まず、2点お尋ねございましたかと思えます。

第1点目、撤退した事業者へのフォローはしているのかというお尋ねでございますけれども、今回の法改正で示された基準の一つでございますけれども、返礼品は地場産品とすることということでございます。地場産品として認められないとされた商品につきましては、返礼品からは除外せざるを得なかったというものでございまして、その点に関しての手だてというものは講じておりません。

次に、町からの返礼品の再提案の提示でございますけれども、国の示しました地場産品の類型に沿った返礼品の御提案をいただくことになる、そういうことでございますので、事業者の皆様からの相談につきましては、個別に対応させていただいているところでございます。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。総務省の提示ということなんですけど、若干ちょっと規制が緩んだような意味合いで私は受けていたんですけど、そうでもないということでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。規制というのが、それは地場産品の類型ということで理解してよろしいんですね。はい。そちらにつきましては、具体的に国のほうから、その類型について9項目示されておりまして、こちらのほうは、その規制が緩くなったということではございませんで、どちらかといいますと、細くなってきたと言ったほうがよろしいかと思えます。ちょっと全て申し上げますと、結構長くなりますので、

割愛させていただきます。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。先ほど返礼品事業をまた行いたいという場合は個別にされるというようなお話でしたけども、実際に今そういう事業者というのはいらっしゃいますでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。完全に返礼品の提供をおやめになった事業者につきましては、地場産品として提供可能な商品をお持ちじゃないということで、返礼品の提供からは手を引かれておられます。

また、取り扱っておられます返礼品の一部が対象外となって取り下げた商品をお持ちである事業者の方におきましては、改めて地場産品として提供できる商品をお持ちということで、その再提供に至った場合も複数ございます。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。それでは、今回返礼品が5割から3割になったこととすることがありますので、ちょっとここでお聞きしたいことがあるんですけども、まず寄附額の昨年11月から現在に至るまでで構わないんですが、寄附額の件数及び寄附額の現段階の増減というのが今わかればそれを伺いたいと思います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。昨年11月の見直し以降の状況について、お答えをさせていただきます。

平成30年11月から令和元年5月末までの寄附件数と寄附額でございますけれども、約5万6,900件、約9億2,400万円というふうになっております。その前の年の同時期が14万6,700件、寄附金額にしまして約19億400万円というふうになっておりまして、寄附件数では約4割、寄附金額では約5割というふうな数字になっております。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。今のお答えということで、若干というか、かなり落ち込んでいるのかなと思います。

ただ、先ほど言ったように、5割から3割になったということで、今後の寄附件数とその推移というのは、このまま、今言ったとおりの件数がそのまま継続して、最終的には減ということによろしい、そういうふうに見ていらっしゃるのかどうか、お願いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。先ほどお答えしましたのは、昨年11月の見直し以降の状況についてでございますけれども、今年度4月、5月の状況でございますけれども、こちらの件数は約1万4,500件、金額にいたしますと、約2億2,400万円というふうになっております。前年の同時期が約2万3,000件、約2億

7,400万円というふうになっておりまして、寄附件数で見ますと、約6割、寄附金額では約8割ということでございまして、6月からの制度改正なされましたけれども、これがどのように寄附される方の動きに影響してくるか、予測のつかない部分、多々ございませうけれども、現段階におきましては、その予測としましては、その寄附が大きく減少することはないのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 今、その寄附が大きく減少することはないということだったんですが、これは5割から3割になったことでそういうふうに思われているということでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。まず、昨年11月以降から、特に3割というのを厳しく守るようにと、国のほうからの指導ございまして、高鍋町、その指導に従いまして寄附金額の割合をそのとおり、3割のほうに設定させていただいて、ふるさと納税の事業を展開してまいりました。

そういったこともございまして、そのときにある程度の減少というのは考えていたところではございましたけれども、現時点におきまして、今お示しいたしました数字を私どもなりに分析させていただいております。返礼品の申し込みの中身と申しますか、返礼品、ふるさと納税、御寄附いただいた方の傾向などを調べますと、かなりの割合でリピーターの方がおられるということで、私どもの高鍋町のほうで提供させていただいている地場産品についてのファンの方がかなりおられるというふうに理解しておりまして、そういったところからも、これからはある一定の数字は、底割れをするようなことはないのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。今言ったリピーター、大事にさせていただいて、あともう二つだけお聞きいたします。

もう一つは、今回新規、今260品ですよね、返礼品数が。これを今後ふやしていく可能性というのはあるのでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。現在、約260点という返礼品数でございますけれども、こちらにつきましては、それぞれの今、御参加いただいている事業者様のほうからさまざまな御提案をいただいております。それらにつきましては、先ほど申し上げました国のほうの地場産品類型に照らし合わせまして、合致するというものでございましてから、私どもとしてはそれを採用させていく方向ではございますので、260点ではございますけれども、これからまだまだいろんな御提案をいただけることがあれば伸びていくのではないかとこのように考えております。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） そこはよろしく願いいたします。

最後に、ふるさと納税、このたび継続してやっておりますけども、この寄附額にかかわる事業、出している事業あると思いますけど、それに対しての影響等は、今回ちょっと下がったという、結局下がっていないのかなというイメージはあるんですけども、影響はありますでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。その事業ということでございますけれども、事業をどう捉えるかということでございますけれども、積立金というところでお話をさせていただきます。

その事業への影響ということでございますけれども、まず当初予算での比較ではございますけれども、平成30年度が寄附額15億円に対しまして積立金が約3億3,000万円、今年度が寄附額10億円に対しまして積立金が約3億4,900万円というふうになっております。寄附額は減少ということで見込んでおりますけれども、返礼品の見直し等に伴いまして、関連経費のほうも減少する見込みでございまして、その分、積立額は増額の見込みというふうになっております。

また、5月までの状況からの予測にはなりますけれども、当初予算以上の寄附額は見込めるのではないかとこのように今考えているところでございます。よって、その積立額については、事業の支障のない金額になるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 今のお話を聞いて、ちょっと安心したところであります。

では、続いて竹鳩橋の件でお聞きしたいと思います。

先ほど町長のほうで実施時期の判断が困難ということ、今現在、休止というふうにお話を伺っておりますが、それでは休止とありますけれども、実質的な活動時期をいつごろ、めどといたしますか、そちら辺はどのように考えていますでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。活動再開の時期であります。現時点では具体的にいつになるか、お答えできない状況であります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。確かに具体的にお答えできないのかなと私も思っていましたけれども、それでは具体的に活動はできないと、そこはわかりました。

では、活動ができる際に、整備に向けての準備がすぐ活動できますよとなったときに、その準備は万端なのか、また活動できる際、何かしらの問題をクリアすることがありますでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。御存じのとおり、検討委員会のほうで、現時点での設計の提案、構造の提案をしていただいたところでございます。一番の問題は、何ととっても財源確保だと考えております。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。財源確保が問題ということですので、その休止の期間中にその財源確保に向けた取り組みというのは行えますでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。現在、うちで考えているのが社総金という、国の補助事業55%で考えているんですけど、それでいきますと、なかなか厳しいと、町の持ち出し分が多くて、財源的に難しいというのが現状であります。国の制度が変わりまして、ほかの採択要件の違う事業が新たに国のほうから示されれば、それについて検討したいと思えますし、現段階であれば、竹鳩橋に限らず、高鍋町全体のほかの中長期的な事業もございますので、総合的に判断していかなければいけないと考えております。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。それでは、先ほど言いました55%以外に、ほかがあれば、またそれも目を配ってもらって、すぐ取り組めるような形をとっていただきたいと思えます。

それと、活動時期が判明すれば、その際は、また議会のほうにお知らせしていただきたいと思っております。

足早になっていきますけども、次に図書館について、あり方検討委員会ということで、4回されて提言をされたということですが、済みません、一応確認なんですけども、あり方検討委員会の現在の状況を教えてください。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。昨年度に開催しましたあり方検討委員会ですけども、メンバーとしましては、図書館勤務経験者、一般財団法人正幸会役員の方、PTA代表、学校長代表、おはなし会代表の方など9名で組織をしておりました。4回にわたる検討会で、今後の図書館が果たすべき役割とか、機能などが検討されました。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。先ほど町長のほうも具体的な取り組みということで、増改築とかいうお話もありました。もう少しだけ詳しくお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。あり方検討委員会につきまして、提言をいただきました。提言内容といたしましては、バリアフリーなどを考慮しました現在の建物を活用した図書館であってほしい、オーディオ、ITの充実など利用者のニーズに対応できる図書館、子育て中の人、学生など、若い世代の人たちが利用しやすい図書館、ゆっ

くり本を読んだり、学習できるスペースなど空間を確保した図書館などが上げられまして、提言の中には、既に取り組んでいることもあります。さらに充実した図書館運営が求められております。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。それでは、今のお話、既にやって取り組んでいる、今後取り組むことであろうということなんですけど、ちょっと増改築というお話が出ましたので、ちょこっとそだけお聞きしたいと思います。増改築、現在の敷地内でされるとなっても、いきなりぽんとできるわけではないと思います。提言をもとに次のステップ、増改築だけじゃなくてもいいんですけども、そういうステップに進むのは、例えばいつごろになるのか、もしくはまだ白紙なのかどうか、お答えください。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。町立高鍋図書館としましては、現段階では、具体的なことはまだはっきり決まっておりません。これは提言に関しまして方向性を検討していきたいと思っております。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） そうですね。今のお話で進めていただければと思います。では、ちょっと教育長へ御質問したいと思います。

今回提言を受けて、教育長はどのように、その考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。提言にあらわれています町民の皆様のニーズにどう応えていくか、これが今重要だと思うんですけども、今、課長もちょっと申し上げましたけれども、図書館にはさまざまな機能、例えば本の貸し出し、それから今、学習の場の提供、それから児童への本の読み聞かせ、そういうようなものが、たくさん機能がありますけれども、あと特に加えて、本町の図書館の大きな特徴でありますのが古文書の保存と普及という、これは他の図書館にはない大きな特色であります。

ですから、町民の皆さん、非常に幅広い世代の方々に、そしていろんなさまざまなニーズがあるわけですから、そこに全てを1カ所で満たす、先ほどちょっと増改築の話をしてきましたが、スペースの問題もありますね。そういうことを考えたときに、昨日答弁いたしました町なかの施設、あれに加えて、例えば学校の図書館、これも本町ならではの非常に4つ集まっているわけですけども、その学校の図書館も含めて、機能ごとに分散することを今考慮しながら、トータルな視点から今検討を進めております。町長からの話もありましたけれども、教育委員会として町民の皆様のニーズにどう応えるかということに関して今進めているところであります。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。教育長の考え、ありがとうございます。私もどういふふうにするかと、まだどういふ状態がいいのかというのは、まだわからない。私自身も、

まだどうすれば一番いいんだろうかというのは、今、私も考えておりますが、今後、まだ白紙ということでしたので、そこをきちんとこれから考えていただいて、決まり次第、また議会のほうに報告していただければと思います。

あと町長のほうにも一つお聞きしたいと思います。

以前、分散型、要するにそういうようなお話、分散型も視野に入れていたとは思いますが、今回のあり方検討委員会の提言を町長はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。先ほどからお話ありましたように、図書館についてはさまざまな機能がござりまするので、いろんな形が考えられる。その考えに沿って、あり方検討委員会からいただいた提言を参考にさせていただきながら、関係部署にさらに検討を進めて、実施できる時期が来たら、そのときに進めていきたいと考えております。

○議長（青木 善明） 15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。そうですね。実施できる時にということですので、その時期がいつになるのかというのは非常に楽しみなところであります。

ちょっと私なりの図書館の考えということをちょっと述べさせていただきたいと思うんですけども、今現在、どこか一つに大きく図書館を新たに設置するのがいいのか、もしくは町長の以前言われていた分散型、要するにサテライトみたいな感じがいいのか、どちらがいいのかというのを正直、私も迷います。

一長一短だなと思いますので、どちらがいいのかというのは、もちろん教育長も、あと町長のほうも、ちょっとどっちがいいんだろうかというのを検討、今後またそういう委員会が立ち上がるかもしれませんので、そのときにはその旨を考慮してもらえるように、そして町民が、要するに子どもたちのよりよい図書館になるような施設を検討していただければと思います。これは質問ではなくて要望となりますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

足早ではございましたが、これで一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（青木 善明） これで、緒方直樹議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問の全てを終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後2時33分散会
